

# JAPAN ICOMOS / INFORMATION

## INTERNATIONAL COUNCIL ON MONUMENTS AND SITES JAPANESE NATIONAL COMMITTEE 日本イコモス国内委員会

8期—11号



2012.09.05

### 目次◆CONTENTS

はじめに／西村幸夫 01

From the President / Yukio NISHIMURA

2012年次第2回拡大理事会報告(6/16)／事務局 02

The Executive Board Meeting, 16 June 2012 / Secretariat Office

日本イコモス国内委員会研究会報告(6/16) 文化遺産の「完全性」に関する報告  
／鈴木地平 06

Japan ICOMOS Study Session "A Report on Integrity for Cultural Heritage"  
／ Chihei SUZUKI

世界遺産条約特別委員会

Japan ICOMOS Ad-hoc Study Group on the World Heritage Convention

第7回会合(6/16)、第8回会合(7/28) 議事録／事務局 09

Report of the 7th and the 8th Meeting of / Secretariat Office

Sustainabilityに関する国際的な議論／宮崎 彩 12

A Brief History of Sustainability Discussion / Aya MIYAZAKI

第36回世界遺産委員会 36th Session of World Heritage Committee

委員会報告／稲葉信子 13

Report of Committee / Nobuko INABA

ユース・フォーラム・セッション報告／中谷一穂、児玉千絵 15

Report of the Youth Forum, Kazan / Kazuho NAKATANI, Chie KODAMA

小委員会報告 Report of Subcommittees of Japan ICOMOS 17

第6小委員会／益田兼房 6th Subcommittee / Kanefusa MASUDA

第13小委員会／赤坂 信 13th Subcommittee / Makoto AKASAKA

富岡製糸場と絹関連遺産群を世界遺産推薦へ／松浦利隆 19

World Heritage Nomination of "The Tomioka Silk Mill and Related Industrial Heritage" / Toshitaka MATSUURA

アジアとヨーロッパにおける歴史的都市の保全管理に関する専門家会議「官民パートナーシップ(PPP)の役割」／山田幸正 20

Experts' Meeting "Managing Heritage Cities in Asia and Europe: the Role of Public-Private Partnerships" / Yukimasa YAMADA

琉球王国のグスク等の保存管理計画／岡田保良 22

Management Plan of Gusuku Sites and Related Properties of the Kingdom of Ryukyu / Yasuyoshi OKADA

京都会館「再整備」に思う／苅谷勇雅 23

Redevelopment Project of Kyoto-Kaikan / Yuga KARIYA

ルーマニアの文化財保存修復センター設立に向けた国際協力／館崎麻衣子 27

International Cooperation for the Establishment of the Preservation Restoration System on Romanian Cultural Heritage / Maiko TATEZAKI

インタビュー：ICOMOS国際専門家往来 7. アンドレアス・ゲッツ氏／西村幸夫 28

Interview 7. Dr. Andreas Götz / Yukio NISHIMURA

「日本イコモスパートナーシップ」の紹介／事務局 29

A Note on "JAPAN ICOMOS Partnership" / Secretariat Office

お知らせ Announcements 30

事務局日誌 Diary 34

はじめに  
西村幸夫



前野まさる 画

このところ日本イコモス国内委員会ではいろいろな分野で活発な議論が続けられています。

一つは、新たにスタートした技術遺産に関する第12小委員会(伊東孝主査)が産業考古学会と合同で、産業遺産の価値の考え方に関する議論を始めたことです。国際的にもICOMOSとTICCIHの合同の文書が締結されるなど、目に見える動きがある分野です。富岡製糸場と絹関連遺産群が世界文化遺産として来年2月には正式推薦書が提出されることを見えてきたこともあり、また産業遺産の世界遺産登録等に係る有識者会合(事務局内閣官房)が新たに設立され、その第一回会合が7月に開催されたこともあり、熱い議論が繰り広げられています。

また一方では、世界遺産条約特別委員会(岡田保良主査)において、今年11月に迫った京都での世界遺産条約40周年記念会合の最後にまとめられる予定の京都宣言とでもいうべき文書のあるべき内容についての議論が続けられていることです。これは、世界各地で繰り広げられている同種のイベントの最終とりまとめとしても位置づけられることから、幅広い目録が必要と見えます。同時に日本的なエッセンスも加えたいとこれまた議論に熱が入っています。

さらに、ほぼ3ヶ月ごとに開かれている日本イコモスの研究会においては、オーセンティシティの新しい定義づけの議論や歴史的都市景観(HUL)に関するユネスコ勧告をどのように日本で受け止めるかといったこれまたホットな議論がおこなわれています。

そこに加えて、鞆の浦については、湯崎広島県知事が埋め立て架橋の見直しを公表し、これから専門家集団としての日本イコモスの真価が問われることとなります。鞆の浦の問題を扱う第6小委員会(益田兼房主査)での議論も再び熱くなっていくことと思います。

# 2012年次第2回 拡大理事会報告

2012年次第2回拡大理事会が去る2012年6月16日(土)午後1時半から3時半まで、岩波書店一ツ橋ビル地下1階会議室(東京・神保町)で開催された。出席者は、委員長:西村幸夫、副委員長:赤坂 信、事務局長:矢野和之、理事:稲葉信子、荻谷勇雅、杉尾邦江、濱崎一志、宗田好史、監事:崎谷康文、顧問:前野まさる、ISC委員:岡田保良、杉尾伸太郎、事務局:館崎麻衣子、藤岡麻理子の14名である。拡大理事会で討議された審議事項、協議事項、報告事項などは以下の通りである。

## 刊行物の報告

### 1. インフォメーション誌第8期10号の刊行について

6月10日付けで刊行されたインフォメーション誌について、拡大理事会とそれに続く研究会それぞれの報告、世界遺産条約採択40周年にかかる専門家会議の報告、「文化財ドクター派遣事業」のこの一年の活動の概観、小委員会とISCから一遍ずつ、会員からの投稿3編など、多くの原稿が集まり、全24ページとなったことが、欠席の広報担当山田理事に代わり、西村委員長より報告された。なお、海外専門家へのインタビューはシリーズで続けてきたが、今回の掲載によりストックがなくなったため、機会があれば各々インタビュー記事を寄せてほしい旨の依頼もなされた。

## 審議事項

### 1. 入退会者

#### 1) 入会者

申請書類の回覧、審議の結果、以下の個人会員5名の入会が承認された。

個人会員 5名

氏名	所属	専門分野・学位	推薦者
愛川・フォル紀子 (あいはらふみのりこ)	政策研究大学院大学、 客員教授	無形文化遺産、美術史 / パリ大学博士課程	稲葉信子・ 西村幸夫

清永洋平 (きよながようへい)	文化庁文化財部参事官(建造物担当)、文化財調査官 (ICCROM 出向中)	都市史、建築史 / 芸術工学修士	村田健一・ 大和 智
桑島直昭 (くわじまなおあき)	松本市教育委員会 松本城管理事務所、 主査	博物館学、考古学	西村幸夫・ 矢野和之
堤 慶太 (つつみけいた)	TBS テレビ報道局、 THE 世界遺産プロ デューサー	ジャーナリズム、ドキュメンタリー番組制作	辻村国弘・ 西野哲史
鳥海基樹 (とりうみもとぎ)	首都大学東京建築学域、准教授	都市計画 / Docteur (etudes urbaines)	西村幸夫・ 山田幸正

### 2) 退会者

以下の個人会員1名の退会が承認された。

個人会員 1名

氏名	専門分野	退会理由
佐古和枝	日本考古学	一身上の都合

### 3) 会員登録抹消者の復帰

前回理事会において会費長期滞納により登録抹消となった5名中2名からその後、会費の納入があったため、2名の会員資格を戻すことが承認された。

日本イコモス国内委員会 会員数 (今回の入退会者を含む)

個人 363+5-1+2=369名

維持会員 12団体 団体会員 3団体

## 2. ISCヴォーティングメンバー推薦

ISC for Stone (ISCS、国際石造物専門委員会)の西浦委員より、ヴォーティングメンバーに日本イコモスから石崎武志氏を推薦したいとの提案があり、これを承認した。石崎氏はISCS副委員長へも立候補しているとのことであり、日本イコモスとして今後サポートできることはあるか、また前ヴォーティングメンバーの西浦委員から石崎委員に交代することになった経緯について、事務局より両氏に確認することとなった。

## 3. 第13小委員会の創設

日本イコモス第13小委員会として「眺望遺産



## 協議事項

(vista-heritage) 及び「setting」に関する小委員会を創設することが、趣意書とともに赤坂副委員長より提案された。

提案の背景として、2011年のICOMOSパリ総会の際に、日暮里富士見坂からの富士山の眺望の保全に関するresolution paperを作成・提出し、それがResolution 17GA 2011/21 -Vista of Mount Fuji-として採択されたこと、またその最後のパラグラフが、富士山のvistaに限らず、heritage settingsにおけるheritage vistasとkey viewsの保護を広く呼びかけており、それは今後はvistaも文化遺産として考えようというICOMOSの表明であり、日本イコモスでも扱うべき課題であると考えられることが説明され、創設は承認された。メンバーは今後募るとのことである。(関連記事本誌17ページ参照)

#### 4. 後援の承認

##### 1) 武庫川女子大学による講演会の後援

武庫川女子大学より、「講演会シリーズ：わが国の近代建築の保存と再生『第7回 丹下健三 生誕100年 わが国の近代建築における役割』(2013年5月18日13時～18時、日本工業倶楽部会館2階大会堂、定員約200名、武庫川女子大学主催)について、後援依頼をうけている。2011年度から3年にわたる、各年3回の講演会シリーズのひとつで、第6回まではすでに後援承認済みとの説明が西村委員長よりなされ、後援を承認した。

##### 2) 文化遺産国際協力コンソーシアム研究会

文化遺産国際協力コンソーシアムより、第11回研究会「ブルーシールドと文化財緊急支援—国内委員会の役割と必要性」(仮)の後援依頼、および同研究会における討論に日本イコモスからも1名参加してほしい旨の依頼をうけている。研究会開催日は、9月6日または7日が予定されている。以上の通り、矢野事務局長より報告された。後援を承認し、パネル参加者については、ICORPの益田委員に推薦を依頼することとなった。

#### 1. 世界遺産条約採択40周年について

##### 1) プレ会議(京都府・京都市・日本イコモス共催)

世界遺産条約40周年記念イベントに際し、文化庁によるものとは別に、京都市・京都府と日本イコモスで独自のプレ会議を共催することとなり(11月3～5日予定)、濱崎理事、宗田理事、山崎正史氏など、関西のメンバーを中心に準備が進められていることが岡田保良特別委員会委員長より報告された。併せて、政府によるプレ会議は富山と姫路で開かれ、富山会議は稲葉理事が、姫路会議は河野副委員長がそれぞれオーガナイズすること、外務省と立命館大学がユースプログラムを共催することも情報提供された。ユースプログラムについては、日本イコモスも外務省から周知依頼をうけているため、学生等に情報を流していくことが理事の間で確認された。

京都-イコモスプレ会議については濱崎理事と宗田理事から、富山会議と姫路会議については稲葉理事から、トピック、予定会場、スケジュール等が説明された。さらに、西村委員長からは、京都市と東京大学が歴史的都市景観(HUL)に関する国際会議を共催すること、杉尾理事からは、CIICは本会議後に文化の道(cultural routes)に関する国際シンポジウムを和歌山で開催すること、稲葉理事からは国連大学と筑波大学が11月11日にシンポジウムを共催すること、10月には環境省が鹿児島で自然遺産に関するシンポジウムを開くことが報告された。

複数の会議が同時期に行われることから、今後、各会議に参加する海外・国内専門家の調整やトピックの調整のためのミーティングを開くこととなった。

##### 2) 世界遺産条約特別委員会の活動

理事会後の研究会では、2月に行われた国際専門家会議の報告を行うとともに、京都宣言、京都-イ

コモスプレ会議についても議論を行う予定であることが岡田特別委員会委員長より報告された。

## 2. 「富士山」「鎌倉」の世界遺産登録推薦について

来年の世界遺産委員会で審査予定の日本の推薦資産2件に関し、評価ミッション来日時の調査員との会合、および当該資産についてのコメントの提出がイコモス本部より日本イコモスに求められていることが西村委員長より報告された。対応について協議し、平泉など過去の例に従い進めていくこととした。

## 3. 産業遺産の保存に関するICOMOS-TICCIH共同原則の和訳について

昨年11月にICOMOS総会で採択された、「産業遺産の保存に関するICOMOS-TICCIH共同原則」の日本語定訳の作成作業が文化庁で進められており、日本イコモスに和訳表現の確認依頼がなされている。現在、数名で作業中であるが、問題も多々あり対応を検討したいとの提案が稲葉理事よりなされた。文化庁が業者に委託したものをイコモスでチェックするという流れはやり方としておかしい、短時間で完成形にするのは無理がある、文化庁がどのような形での返答を期待しているのかが不明、等の意見が出された。議論の結果、会員の友田正彦氏による修正版をベースに日本イコモス案を作成するとともに、稲葉理事が用語の対訳表を作成し、両者をあわせて文化庁に提出し、さらなる検討が必要と言いつけることとした。

## 4. NPO 法人世界遺産アカデミーからの取材依頼

世界遺産アカデミーより、アカデミー会員限定会報誌のための取材インタビュー依頼をうけたが、取材の可否、各質問事項への対応について検討したい旨、西村委員長より提案された。インタビュー依頼書を手元に議論したものの、質問事項にいくつかの難点が見られること等により結論が出なかったため、

今回は取材を辞退することとなった。

## 5. 日本イコモス役員改選

12月の第4回拡大理事会では、2013年～2015年の役員を選出することになる。選出方法は前回同様、現在1期目、2期目の方は意思確認の上で原則継続、3期目の方が任期満了で抜けた後の欠員補充を基本ラインとし、会員の間に自薦／他薦をお願いすることとしたいが問題はないかとの確認が矢野事務局長よりなされた。専門分野や地域のバランスを考慮する必要性が指摘されたものの、方法について異論はみられず、今後、事務局より会員へアンケート票を送り、改選プロセスを進めていくこととなった。

## 6. イコモス草創期を知る方々へのインタビュー

伊藤延男先生、坪井清足先生など、日本イコモスの草創期を知る方々にインタビューを行いインフォメーション誌に連載する、またはそのための研究会を開く等、記録を残すことも考えたいとの提案が西村委員長よりなされた。過去の理事会資料、インフォメーション誌などからインタビューの基本資料を整えるなど、準備を進めていくこととなった。

## 報告事項

### 1. 「日本イコモスパートナーシップ」

前回理事会以降、薬師寺、富岡製糸場、厳島神社に打診し、パートナーシップ事業への賛同を得てイコモスカード提示による入場料無料化について内諾を得ていること、原爆ドームへも打診中であることが、矢野事務局長より報告された。併せて、「無料で入館できるはず…」とイコモス会員カードを見せる外国からの来訪者がいるとの問合せが事務局に数件きていることも報告された。また、今後は、インフォメーション誌にも、パートナーシップ提携団体



一覧を載せていくとの方針も示された。

## 2. 富士見坂の眺望景観に関するICOMOS勧告の関係者への通達

昨年12月1日にパリ総会で採択された本勧告が Araoz 会長名のレターとともに、ICOMOS本部より5月24日付けで、住友不動産、東京都、荒川区、新宿区、台東区、文京区、豊島区に送られたことが赤坂副委員長より報告された。

## 3. 次回理事会について

9月8日、9日に堺市で開催する第3回拡大理事会と研究会について、5月18日に事務局と堺市担当者として打合せを行ったことが矢野事務局長より報告された。宗田理事からは大山古墳の見学について説明がなされた。

## 4. ICIPへのメンバー推薦

ISC on Interpretation and Presentation (ICIP) より、この分野に関心のある日本イコモス会員について照会があったことが西村委員長より報告された。岡田前本部執行委員からも、ISC on Fortifications and Military Heritage (IcoFort) より同様の依頼をうけていることが報告された。いずれについても、入会時に実施している「関心のある分野アンケート」に基づき、該当する会員に事務局より案内を流すこととした。

## 5. 「世界遺産年報」の訳語について

小川勝氏 (ISC on Rock Art; CAR 委員) より、日本ユネスコ協会連盟「世界遺産年報」の岩面画関係の遺跡の訳語に不十分な部分があるとの指摘があったことが西村委員長より報告された。日本イコモスによる刊行物ではないものの、日本イコモスが監修に入っているため、こうした指摘が届いたのではないかとのことであった。今後は、このような監修等の依頼を受ける際には、各分野の専門の方々にも協力を依頼することが提案された。

## 6. ISC 報告

ISCARSAHの花里利一委員より、ISCARSAH リマ会議(4月24日)への出席報告が書面にて提出された。(詳細は前号12ページ参照)

## 7. 小委員会報告

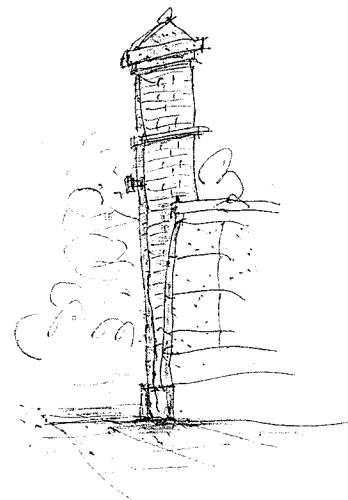
### ・第7小委員会(白川郷)

4月4日に現地調査・村へのヒアリングを行い、小委員会メンバーで打合せの上、5月7日に白川村村長宛に駐車場問題に関するコメントを送付した旨、西村委員長より報告された。白川村がコメントを開示した後は、地方紙数紙に関連記事が掲載されたことも併せて報告された。(関連記事本誌30ページ参照)

### ・第12委員会(技術遺産)

6月14日に、産業考古学会と合同で会合を開き、日本イコモスからは伊東主査のほか、岡田保良、益田兼房各氏ら、数名が出席したことが矢野事務局長より報告された。

(記録:事務局)



前野まさる 画

## 日本イコモス国内委員会研究会報告 (6/16) 文化遺産の「完全性」に関する報告

鈴木地平

### 1. はじめに

筆者は、平成24年(2012)6月16日に開催された、日本イコモス世界遺産条約特別委員会第7回会合において、「世界遺産条約における完全性の概念」と題して報告を行った。これは、同年3月12日～14日にアラブ首長国連邦アル・アインにおいて開催された、「世界文化遺産の完全性に関する国際専門家会議」(以下、専門家会議という。)に出席したことを受け、世界遺産条約における完全性について、現在どのような議論が行われているのか紹介するため、若干の考察を交えつつ報告したものである。

本稿では、当日の報告内容とともに、その後に行われたディスカッションのポイントについて述べたい。

### 2. 専門家会議開催の背景

完全性については、『世界遺産条約履行のための作業指針』(以下、『作業指針』という。)のパラグラフ88において、「完全性は、自然遺産・文化遺産及びその特性が、全部揃っていること(wholeness)及び損なわれていないこと(intactness)を計る指標である。それゆえ、完全性を検証する際には、遺産における以下の度合いを評価すること。

- a) 顕著な普遍的価値OUVを示すために必要なすべての要素が含まれていること
- b) 当該遺産の重要性を示す特徴を不足なく表現するために適切な範囲が設定されていること
- c) 開発・放棄による負の影響を受けていないこと」と定義されている。

1977年版の『作業指針』にあるとおり、もともと完全性は、自然遺産にのみ適用されるものであった。完全性を文化遺産にも適用しようとする議論は、かつて文化遺産(6つ)と自然遺産(4つ)とに分かれていたOUVの評価基準(クライテリア)の統合と並行

して検討されたものであり、その結果は2005年に改定された『作業指針』に反映された。しかしながら、改定された『作業指針』では、自然遺産に関する完全性については、パラグラフ90～95においてクライテリアごとに適用される条件も含め詳述されているのに対し、文化遺産に関する完全性については、パラグラフ89で全体的な条件を述べているに過ぎず、「基準i～viを適用して推薦される資産に係る完全性の条件の適用例については、現在作成中。」(パラグラフ89脚注)とされた。専門家会議は、この脚注を除去し、具体例を挙げて文化遺産の完全性に関する『作業指針』改定案を提案することを目的の一つとして開催されたものである。

### 3. 専門家会議の成果

専門家会議のレポートは、①はじめに、②討議の骨子、③勧告、④『作業指針』改定案、の4部で構成されている。なお、同レポートはユネスコのホームページでも公開されているので、参照されたい。

(<http://whc.unesco.org/en/events/833>)

#### (1) 完全性の概念について

専門家会議では、過去の会議・論文等を引用しつつ、完全性の概念について検討が行われた。例えば、ベノワーズ会議(フランス、1996年)で示された機能的完全性・構造的完全性・視覚的完全性という完全性に係る定義のほか、その後、文化遺産の専門家(ユッカ・ヨキレット、ハーブ・ストーベルなど)が示した社会・機能的完全性・構造的完全性・視覚的完全性、さらにはICOMOSが示した「組み立ての完全性」「構造・関係・視覚の完全性」「機能の完全性」など、完全性の様々な側面について検討された。もちろん完全性の定義は一朝一夕に結論を出せるものではなく、レポートには「完全性の定義は様々であり、さらなる検討は将来的に行うものとする」と記された。

また、アランフェス会議(2007年、スペイン)で示された「許容できる変容の範囲(Limit of Acceptable Change, LAC)」について言及され、「完全性の条件においては、社会・経済的なダイナミク



スの中で変容のコントロールについても考慮しなければならない」とされた。

さらに、真実性と完全性との関係に関する議論も行われ、2007年にハーブ・ストーベルが示した定義に基づき、「真実性は、長きにわたってその重要性を伝える遺産の特質であり、完全性は、長きにわたってその重要性を担保し持続させる遺産の能力である」とされた。

#### (2) 『作業指針』改定案について

専門家会議は、上記議論を受けて、『作業指針』パラグラフ89の改定案を示した。改定案は、①文化的景観、②考古遺跡、③歴史的都市、④記念工作物、⑤建造物群、という遺産の種別ごとに完全性の条件を示したものである。例えば、「文化的景観として推薦された遺産では、相互関係にある、または相互に依存する、視覚的に一体の重要な構成資産が含まれるものとする。例えば農村景観の場合、生産の場である農地のみならず、用水の受益範囲や灌漑システム、農産物の加工機能、社会的慣行及び儀式のような関連する価値の表現をも含むものとする。」と提案された。自然遺産と同じように、クライテリアごとに完全性の条件が示されなかったのは、一つには「文化遺産におけるクライテリアは、自然遺産のそれと同じように、科学的な分析がなじむものではない」とする意見が専門家会議の中で出されたこともあるが、詳細な議論が遺産の種別ごとに分かれたワーキンググループで持たれたという、今次専門家会議の運営方法に起因する面もある。

#### (3) さらなる議論について

専門家会議で言及されたものの、結論が出なかったものについては、将来的な議論に先送りされた。前述の「完全性の定義に関する検討」のほか、『作業指針』改定案の補足的指針をリソース・マニュアル等で示すこと、シリアル・ノミネーションにおける完全性の考え方を整理すること、『作業指針』において完全性に関するAnnexを作成すること、などである。

#### 4. ディスカッションのポイント

6月16日の日本イコモスにおける議論は、大きく以下の3つにまとめられよう。

##### (1) 「真実性：価値を担保、完全性：保全を担保」という理解は正しいか？

前述のハーブ・ストーベルが示した真実性と完全性との関係について、完全性も価値付けに関係するという意見と、intactnessという観点から言えば保護を担保する性質が強いとする意見とが出された。

真実性が「本物であること truthfulness」「信頼できること credibility」、完全性が「全部そろっていること wholeness」「損なわれていないこと intactness」を示す指標であるとすれば、前者がより評価 evaluation に、後者がより管理 management に関与するという見解は首肯される。しかしながら、例えば「オリジナルを保存する」という意味では真実性も保全と関係するものであり、「遺産の本質的価値に関連する要素はすべて推薦遺産に含む」という意味では、完全性も価値と関連する。

もともと文化遺産に出自を持つ真実性と、自然遺産に出自を持つ完全性の条件とを、2005年に同じ舞台に上げた際に、十分な議論が持たれなかったとする指摘もあるが、いずれにせよ、操作概念として真実性／完全性を用いるのであれば、明確な使い分けが必要である。

##### (2) 完全性を定義することにより、世界遺産推薦が厳しくなるのか？

『作業指針』改定案に示されるように、完全性の定義が詳述されたことによって、今後の世界遺産記載のハードルが上がったのではないかと。また、文化遺産の多様性を認める一方で完全性を明確に定義することは矛盾ではないか、という意見が出された。

『作業指針』改定案に示される遺産の各類型における完全性の条件は、やや乱暴にまとめると「関連するものはすべて含むこと」と言える。もちろん、我が国の世界遺産暫定一覧表に記載されている遺産を中心に、一つ一つ詳細な検討が必要であるものの、単一の文化財だけではなく、密接に関連する文化財

も構成資産として考慮するという、近年の我が国における世界遺産推薦の姿勢に鑑みると、『作業指針』改定案による負の影響はあまり想定されないであろう。他方で、近年の世界遺産推薦に対するイコモス勧告においては、構成資産を絞り込むことが厳しく指摘されている傾向が認められ、こうしたイコモス勧告と専門家会議の姿勢（つまり「関連するものはすべて含むこと」との相違については、解決に向けて議論を重ねる必要がある。

また、『作業指針』改定案では5つの遺産の類型について完全性の条件を示したに過ぎず、多様な文化遺産のすべてを網羅するには確かに言葉足らずである。ただし、いずれの類型においても「関連するものはすべて含むこと」というメッセージは共通しており、リソース・マニュアル等による補完が重要であろう。

### (3) 「integrity=完全性」という訳語は正しいか？

「完全性」という訳語は、completenessやperfectnessを想起する日本語なので、本来であれば「全体性」「一体性」「総合性」「統合性」などの方がふさわしいのではないかと。また、完全性を突き詰めると、best of bestのものしか世界遺産に登録されなくなり、例えば危機に瀕した遺産の登録・保全に関する国際協力が阻害されるのではないかと、という意見が出された。

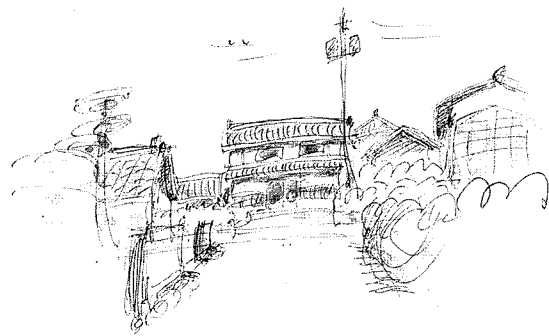
確かに、「完全性=完全無欠の」と理解されると、「厳選主義」に陥る危険性がある。世界遺産条約の趣旨に鑑みれば、むしろ価値はあるが危機に瀕しているものの保全を推進することこそが必要であり、「完全無欠の」遺産しか条約でフォローされないのは問題であろう。他方で、前述の通り完全性には「許容できる変容の範囲LAC」の概念も内包されている。そのため、例えば開発圧力により危機に瀕している遺産についても、当該遺産が属する社会・経済的文脈に照らして、当該遺産の本質的価値を損なわないLACを明確に示しつつ変化をコントロールすることが可能であれば、必ずしも「完全無欠のものしか世界遺産一覧表に記載しない」という厳選主義には陥

らないであろう。

なお、文化庁ではこれまで『作業指針』の仮訳において「完全性」という語を用いてきたが、目下仮訳の見直し中であり、integrityの訳語についても検討していきたい。

## 4. おわりに

去る6月25日～7月6日にロシアのサンクトペテルブルクで開催された、第36回世界遺産委員会では、『作業指針』の修文は採択されず、来年の委員会に向けてさらに準備を進めることとなった。同時に、リソース・マニュアルその他出版物及びトレーニング・マテリアルといった補足的指針の必要性が決議された（Decision: 36 COM 13. I）。限られた日数・限られた参加者による一度の専門家会議の結果をもって『作業指針』改定を行うには、まだまだ議論が足りないという判断であろう。我が国が主導した「奈良文書」に示される真実性の考え方とも合わせて、完全性に関する議論は今しばらく続くものと思われる。



前野まさる 画



**日本イコモス国内委員会  
世界遺産条約特別委員会**

◆第7回会合 (6/16) 議事録

事務局

2012年6月16日16時～19時まで、岩波書店ビル地下1階会議室にて、世界遺産条約特別委員会第7回会合が開催された。出席者は、特別委員会委員長・岡田保良、赤坂信、伊東孝、稲葉信子、大野渉、荻谷勇雅、崎谷康文、杉尾邦江、杉尾伸太郎、内藤秋枝ユミイザベル、中川武、西村幸夫、濱崎一志、前野まさる、宗田好史、毛利和雄、矢野和之、山内奈美子、山崎正史、狩野朋子、館崎麻衣子、宮崎彩、藤岡麻理子、外務省；長嶋伸治、貝塚寛子、守山弘子、文化庁；鈴木地平の各氏27名であった。第1部では世界遺産条約採択40周年に関する議論、第2部では文化庁鈴木氏によるユネスコによる「文化遺産の完全性に関する国際専門家会議」への出席報告および関連議論が行われた。第2部については別稿(本誌6ページ)にゆずり、ここでは第1部について報告する。

第1部では、はじめに岡田委員長より今回合の趣旨説明があり、まず本年2月16日に外務省が主催した世界遺産条約に関する国際専門家会議の報告とそれについての議論を行い、その上で、11月の本会合やプレ会合について議論することが確認された。

(1) 専門家会議報告

専門家会議座長を務めた西村氏より、会議開催の経緯が説明され、日本イコモスの特別委員会はこの専門家会議を含め政府による40周年事業の企画運営に多くのインプットをしているが、会場キャパの都合からクローズドの会議となったこと、それ故この場で会議報告を行いたいこと等が述べられた。続いて、会議の形式として、外務省より事前に4点の問題意識とそれに基づく7つの質問事項を招聘者へ送り、回答を返送してもらい、会議の場では、各々が自身の回答について説明するという方法がとられた

こと、すなわち、ディスカッションの場というよりは意見をすくいあげる場であったことが説明された。7つの質問は以下の通り。

- ①21世紀に新たな保存哲学は必要か
- ②世界遺産は新しい遺産概念・保護地域概念の拡大に寄与するか
- ③世界遺産はコミュニティの文化的アイデンティティの確立、他者理解の推進に寄与するか
- ④住民参加のモデルとして 一専門家の役割
- ⑤世界遺産地域における持続可能な発展は可能か？
- ⑥文化遺産・自然遺産の保全・管理・活用のための地元のキャパシティ・ビルディングを強化するために何をすべきか
- ⑦世界遺産条約の趣旨を国内的、地域的に展開することは可能か。世界遺産概念の裾野を広げるにはどうしたらよいか？

次に、主催者である外務省の貝塚氏とラポルトゥールを勤めた秋枝氏より7つの質問それぞれについて重要と思われた議論内容が紹介され、遺産に対する“stewardship”、heritage community、heritage ecosystem、bio-cultural diversityといった比較的新しい概念が度々言及され、これらが今後のキーワードになるのではないか等の報告がなされた。

両氏からは今回会議の成果も指摘され、これまで稀だったファンダメンタルな議論を行える場となったこと、自然と文化がともに論じられ、相互に学ぶところが多くあったこと、参加者の間に京都會合に対する当事者意識が醸成され、今後の協力も期待できること、あらゆる地域がカバーされるように専門家を招聘したため、多様な文化や経済状況を背景に議論を進めることができたこと等が挙げられた。

さらに、専門家会議出席者の稲葉氏からも議論された重要なこととして、保存においては変化の過程のより良いマネジメントが重要であること、コミュニティとは何かということ、今までの積み重ねの上にすべてがあるということ、の3点が指摘された。

以上のような報告に対し、問題意識として「世界遺産登録が当該遺産の保全に真に貢献したか」とい

うきわめて大事なことが欠けている、登録重視からマネジメント重視へのシフトチェンジについて、一歩踏み出した提案があってもよいかもしれない等の意見交換が行われた。

## (2) 11月の本会合について

暫定プログラムを手元に置きながら、貝塚氏より会議構成の説明がなされた。また、成果文書に関し、ユネスコからは「京都宣言」ではなく「Kyoto, Call for Action」という形にし、2011年11月の締約国総会で採択された「戦略的行動計画」について、この計画の実行を締約国に要請するものにしてほしいと打診されていることが報告された。

それに対し、ユネスコによる会議ではない場で締約国に何かを求めるとするのは仕組みとしておかしく、また文書の採択も、国とは関係なく参加者一同で行うものであるため、当初の通り「京都宣言」の形をとれるよう、外務省には交渉してほしいとの意見が表明された。また、ユネスコからグッドプラクティスを集めた刊行物が出る予定であり、それを活用すれば、理論と実践がうまく絡み合った宣言にすることもできるのではないかと、せっかく日本開催なのだから、例えば里山など、日本的色彩を入れてはどうか、等の提案もなされた。

その他、専門家だけのイベントになってしまうと市民がしらける可能性があるため、プレ会議で京都の人の声を聞いて本会議に反映させるなど、京都における遺産保全が盛り上がるような仕組みがあると望ましいとの見解も示された。これについては、世界各地で催される40周年関連プレ会議のひとつとしてユネスコに登録し、記念イベントのすぐれた一例として本会議で発表の機会を与えられるようアピールするしかない旨、外務省より回答された。

今回は、7月28日(土)14時から開くこととし、閉会した。なお、2012年2月16日に開催された会合の記録は日本イコモスウェブサイトからダウンロード可能。

## ◆第8回会合(7/28)議事録

事務局

2012年7月28日14時～17時半まで、岩波書店別館地下1階会議室にて、世界遺産条約特別委員会第8回会合が開催された。出席者は、特別委員会委員長・岡田保良、赤坂信、伊藤延男、稲葉信子、大野渉、小野昭、杉尾邦江、杉尾伸太郎、内藤秋枝ユミイザベル、中川武、西村幸夫、濱崎一志、前田耕作、益田兼房、宗田好史、矢野和之、山内奈美子、山崎正史、山田幸正、狩野朋子、宮崎彩、藤岡麻理子、中谷一穂、外務省；長嶋伸治、貝塚寛子、守山弘子、文化庁；西和彦の各氏27名であった。会議は岡田委員長の進行のもと進められた。

### (1) 本会議と関連イベントに関する情報共有

まず、外務省より、11月6日～8日の本会議の暫定版プログラムの説明があり、続いて質疑応答となった。日本イコモス側からの質問を受けて、議長やスピーカーの人選方法、会場規模、参加申込み方法等も説明された。

続いて、プレ会議、ポスト会議について、各会議の関係者から趣旨、トピック、招聘者、日程とプログラム等が説明された。

### (2) 京都会合成果文書へのインプットに向けて

京都会合のまとめは、世界遺産条約40周年のテーマである持続可能な発展に絡めたものとする必要があり、また、持続可能な発展については国連機関の中ですでに膨大な議論がなされており、国際的議論の中に位置づけていくためにはそれらをきちんと踏まえた内容でなければならない。以上を背景に、はじめに、宮崎氏が「持続可能な発展」について発表を行った。①サステナビリティとは何か、②国連と持続可能な発展、③ユネスコと持続可能な発展、の3点に分けて説明がなされた。(関連記事本誌12ページ参照)

次に、世界遺産条約と持続可能な発展に関しても、



すでに議論が行われてきているとし、世界遺産委員会の要請により、また条約40周年関連行事のひとつとして2012年2月にブラジルで開かれた会議の報告書が、事務局により要約発表された。以上2つの情報提供がなされた上で、自由討議が行われた。

#### ①世界遺産と持続可能な発展の相関について

始めに、持続可能な発展という大きな議論に、世界遺産は概念的に一对一で対応しうるのか、持続可能性の中でもターゲットを絞って議論した方がよいのではないかとの問題提起がなされた。

それに対し、概念的な議論よりも、遺産は誰が守るものなのかということから考えた方がよい。遺産の保存、継承には、コミュニティの存続と、コミュニティによる遺産の理解が必要であり、その流れで、持続可能性や地域コミュニティがトピックとして出てきており、それは世界遺産に限らず、遺産全体に共通の話でもある、との意見が述べられた。

また、持続可能な社会の中に、世界遺産に限らず文化というものがその基本的要素として、もっと重要性をもって認められてよいとの主張もなされた。例えば、国連のミレニアム開発目標には文化の問題が含まれていないが、社会、環境、文化という3つの枠組みが並ぶべきとされた。

一方で、貧困克服や平和推進はより深刻な問題で、その実現のために文化が必要であり、世界遺産もその流れの上にある。世界遺産は至上目的ではなく、上位目標を支援するツールともいえるのではないかとの見方も示された。

そのほか、今後の発展に対して文化が一定の役割を引き受けるという姿勢をみせるなど、ユネスコが文化にもっと重点をおくべきとの主張もみられた。他方、世界遺産条約のもとでは、遺産保護に一義的に責任を有するのは国であり、各国は研鑽を積みながら、自らの力で取り組まなくてはならないこと、国際協力はその過程を助けていくものであることも確認された。

また、bio-cultural ecosystem や bio-cultural diversity

といった用語が出てきていることを踏まえ、環境と文化を統一的に捉え、理解するような段階に近づいてきていることも指摘された。

#### ②成果文書について

外務省より起草プロセスの説明を受けた後、内容について議論を行った。

構成として、世界各地で行われてきた40周年記念関連行事の成果を具体的に示しながら、最後は、今年2月の東京での専門家会議で示されていた平和、貧困、多様性理解、地球環境に関する4つの問題意識でまとめる。その中に、里山などの日本の色合いや、テクニカルな面、ベストプラクティスの事例、条約第5条の思想を入れ込んでいくとの提案が示された。それに対し、次に向けた具体的なプログラムの提案まで含めなければ、理想論で終わってしまい、残っていきにくいとの指摘がなされた。

世界遺産は地球上の rich diversity を表すものというユネスコの思想があり、世界遺産が rich diversity の継承に役立っているかという観点は軽んじてはいけないとの意見も述べられた。ドレスデンエルベ川の架橋問題のように、保存のための合意形成が難しいケースを引き合いに出しながら、コミュニティの役割の重要性を指摘する意見もみられた。その他、ユネスコは財政難のため、今後の提案をするならば、各国やカテゴリー2センター等の役割にも触れたほうがよい、今回の会議をうけた今後の日本のイニシアチブを示すことができるとよい等の意見がみられた。

最後に、日本におけるプレ会議を含め、日本における一連の行事は、多少の時間を要しても、日英2言語で報告書を出したいという全員の意向が確認された。

今回は、日本イコモスの理事会がある9月8日にイコモスメンバーのみで会合をもつことを確認し、閉会した。

## ◆Sustainabilityに関する国際的な議論

宮崎 彩

サステナビリティ（持続可能性）という概念がユネスコや世界遺産においても議論されるようになった。しかし経済開発と強い結びつきのある同概念がどのように適用可能かは曖昧である。その可能性を模索するため、持続可能性をめぐる国際的な流れを下記にまとめた。

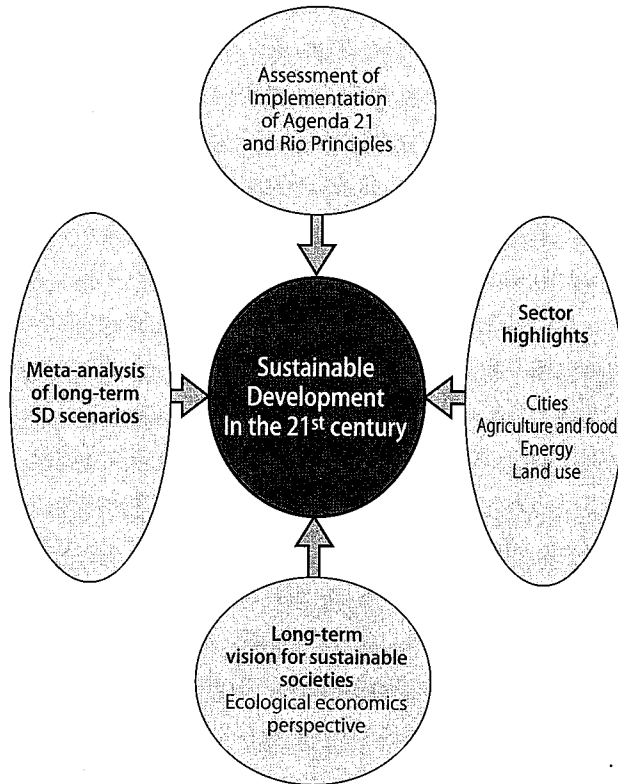
持続可能性は元々持続可能な開発とほぼ同義語として用いられる。その概念は、各国が経済的な発展、社会における（福利厚生充実や富の）公平な分配、公害防止・自然環境保全における環境的要素の3つ全てを満たして初めて実現される。背景には国境を越える環境問題の影響と南北問題の構図がある。1950-60年代の開発で経済成長を得た先進国が地球環境・資源の限界を認識し、開発を抑制することを訴えたのに対し、これから経済発展する途上国が必要な資源の活用等の機会を奪うのは公平性に欠けると主張した。1968年のハーディンによる『コモンズの悲劇』や1972年のローマクラブによる『成長の限界』で、専門家が地球に与える環境問題の影響を警告する文書が多数排出された。

70年代以降、冷戦期においては特に国際社会で開発についての議論が行われ始める。「もう一つの開発」という言葉を使い、Basic Human Needsを重視した政治的な戦略に基づいて途上国が「内発的」な発展を行うことが重要であると説いたのはハマーショルド財団である。72年、ストックホルムの「国連人間環境会議」では環境・資源を巡る南北問題が明らかになった。80年代になるとIUCNが「世界保全戦略」で初めて「持続可能な開発」という言葉を使い、ブルントラント委員会の『Our Common Future』報告書で「持続可能性」の概念が世界に普及した。特にこの委員会で使われた「持続可能な開発とは将来世代がそのニーズを満たすための能力を損なうことなく、現世代のニーズを満たす開発」という定義は、現在の持続可能性の機軸となっている。

しかし冷戦後、持続可能性はその様相を変化させた。人間開発や人間の安全保障という概念が提案されると同時に、持続可能な開発の対象が国家から個人へとシフトし始めたのだ。持続可能な社会を築く上で求められる新しい3つの要素として、キャパシティ・ビルディング、政治／パワー、パートナーシップというキーワードがうたわれるようになった。つまり途上国自体の能力構築をし、国際社会での位置づけを明らかにさせるだけでなく、国際社会の問題として環境破壊などを扱い、共通の枠組みと行動指針を採択すること、そして国家と国際機関にとどまらないNGO、企業、専門家、ローカル・コミュニティを交えたプログラムを充実することを目指し始めたのだ。92年のリオ会議は各国政府の権利と義務を定義した指針を提示する「環境と開発に関するリオ宣言」や、持続可能な開発を実現するための行動計画「Agenda 21」など複数の条約や宣言が採択された。翌年、掲げられた目標を各国が実現しているか確認するため、国連内に事務局と委員会が設置された。そして5年、10年、20年という契機に、持続可能な開発についての「リオ宣言」を見直し、目標としている数値を実現しているかの振り返りを行い続けている。2000年には国連ミレニアムサミットが行われ、2015年までに達成すべき8つの目標が提示されたが、その一つが「目標7：環境の持続可能性の確保」である。そして2012年に行われた「リオ+20会議」では持続可能性について議論が再び行われ、教育や健康・衛生問題では多少変化が見られるものの、20年前に設定した持続可能な開発問題は改善されておらず、世界共通の政策と行動指針が必要であることが認識された。改善するための方法として、ファイナンス、テクノロジー、キャパシティ・ビルディング、貿易、registry of communitiesというようなキーワードが提示されている。



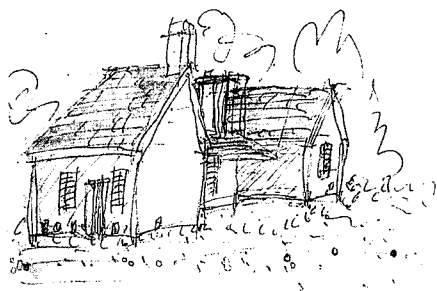
## SD21 project components



Division for Sustainable Development (UN Department of Economic and Social Affairs), "Sustainable Development in the 21<sup>st</sup> century (SD21)", [http://www.un.org/esa/dsd/dsd\\_sd21st/21\\_index.shtml](http://www.un.org/esa/dsd/dsd_sd21st/21_index.shtml) (last viewed on 7/27/2011)

### 参考文献

亀山康子『新・地球環境政策』昭和堂  
 小宮山宏編『サステイナビリティ学への挑戦』岩波書店  
 内藤正明・加藤三郎編『持続可能な社会システム』岩波書店  
 古川彰・松田素二編『観光と環境の社会学』新曜社



前野まさる 画

## 第36回世界遺産委員会

### ◆委員会報告

稲葉信子

第36回世界遺産委員会は、2012年6月24日～7月6日まで13日間の日程で、ロシア共和国サンクトペテルブルグ市において開催された。昨年11月締約国総会での委員国改選により日本は今年からは委員国としての参加、任期は2015年までである。

申請案件の審査の結果、新たに世界遺産に選ばれたのは文化遺産20件、自然遺産5件、複合遺産1件、計26件。その結果、世界遺産リストの総数は、文化遺産745件、自然遺産188件、複合遺産29件、計962件となった。

新規記載物件のうち、新たに条約加盟国となったパレスチナからの申請案件「イエス生誕の地：ベツレヘム聖誕教会と巡礼の道」は、緊急に登録が必要な遺産として申請書が提出され、通常審査日程なら来年の委員会にかけるところを、今年審議することになったものである。緊急性の理由は建物の破損状態であり、イコモスはそのまでの緊急性はないとして緊急案件としては不記載、しかし顕著な普遍的価値を持つ可能性は高いので通常審査案件として出しなおよすようにとの勧告を出していたが、委員国が秘密（無記名）投票を提案、その結果、棄権を除く3分の2の賛成を得たとして記載が決まった。決定後にイスラエルは発言を求め、今回の記載が中東の平和に何も貢献するものではないとコメントした。イスラエル実効支配下あるいはその影響下にあるパレスチナの遺産の保存の主体や保存方針の問題は、これまではユネスコ本部の会議において取りあげられてきた事項であるが、パレスチナが条約加盟国となったことで、委員会もこれからはこの問題を選けては通れないこととなった。なお米国は自国の法律に従ってパレスチナが加盟したユネスコへの拠出金を凍結したが、世界遺産条約についても同様で、激

減した世界遺産基金のやりくりのため、新規遺産の審査件数を削減するか否かにまで及ぶ議論まで行われた。

危機遺産リスト記載物件及びその他の世界遺産の保全状態の審査については、「フィリピン・コルデラの棚田」(フィリピン)及び「ラホール城塞とシャーリーマール庭園」(パキスタン)の2件を状況が改善されたとして危機遺産リストから削除、新たに上記ベツレヘムの他、「リヴァプール海商都市」(英)、「パナマのカリブ海沿岸の要塞群:ポルトベロとサン・ロレンソ」(パナマ)、反政府勢力による破壊が問題になっているマリの「トンプクトゥ」と「アスキア古墳」の5件の記載を決定して、危機遺産は計38件となった。マリの遺産については、委員会としての声明文を作成して発信したが、これが締約国の主権を超えて行動を起こすことができない世界遺産条約の限界である。

ここ数年の委員会の審議で常に問題になってきたのは、新規遺産の審査、及び危機リストへの記載を視野に入れた既存の世界遺産の保全状態の審査において、イコモスやIUCNなど助言機関の勧告が、委員国の都合で容易に覆されてきた状況である。今年も、遺産が面する海を横断する道路建設が問題となっている「パナマ・ビエホ古代遺跡とパナマの歴史地区」(上記とは別の物件)について、パナマ政府が強硬に反対して、世界遺産リストからの削除そのものを視野に入れた危機リストへの記載勧告を覆したのは、当該国政府が危機リスト記載を何の抵抗もなく受け入れた英・リヴァプール海商都市とは好対照である。他に危機遺産リストへの記載勧告が覆された例としては、高層ビルの建設が歴史的景観に影響を与えている「セビーリャの大聖堂、アルカサルとインディアス古文書館」(スペイン)がある。

もちろんこうした状況を委員会が容認しているわけではなく、当該国の発言をさらに制限する規則を新たに導入するなど、意思決定プロセスの正常化についていろいろ策を講じてきた。今年から委員会の審議の様子をウェブストリームして、透明化をはかる

ことにしたのもその一環である。

さてその結果はどうであったかであるが、昨年度までの委員会(特に第34回ブラジル及び第36回パリ)では、数か国の特定の委員国の発言の仕方が災いして、委員国の我儘が目立ったが、今回の委員会においては、各国の発言は抑えが効いていて、むしろ既定の審査プロセスから生まれる制度の問題点により明確に関係者に認識されたように思われる。

特に審査プロセスについての委員国の発言は、助言機関と申請国のダイアログ(対話)の不足への不満として表され、助言機関が審査ミッションとは別に助言のためのミッションを派遣することを約束させられた申請案件もあった(インド「ラージャスターン州の丘陵要塞群」)。利害が対立するとして助言機関(特にイコモス)が避けてきた推薦書提出後の申請国との接触を受け入れたのはこれが初めてであり、予算は誰が負担するか、助言機関は中立を保つことが可能かなど、IUCNに比べて組織としての体制が整っていないイコモスにとってはクリアしなくてはならない課題は多々あるが、審査システムの根幹に触れる重要なところに一歩、踏み出すこととなった。

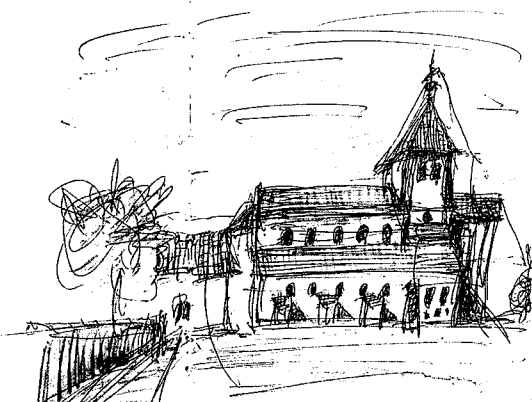
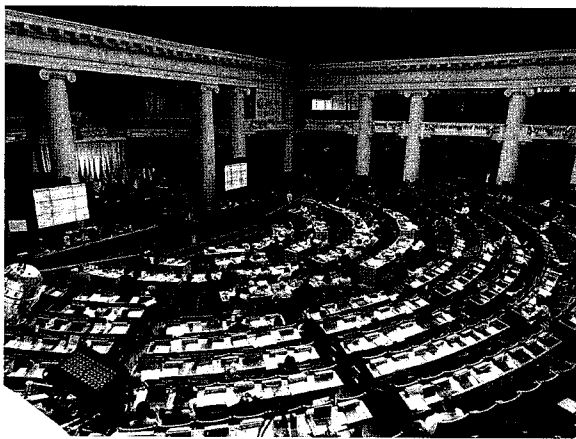
現行の審査において推薦書提出から委員会審議までの期間は約1年半、助言機関の審査に1年以上を費やし、その途中で一部の遺産については助言機関からの一方的な情報照会が行われるものの、事前審査期間中はもちろん、審査結果が出てからも申請国が助言機関の審査に疑義をはさむことは一切許されていない。助言機関の審査結果に対して事実関係のエラーのみ訂正の要望が認められるが、この機会しかチャンスがない締約国からは、事実関係のエラー訂正を超えた修正要望が届くことになる。

特に今年の委員会では、保存管理関係の条件設定の不足がディファー、リファーの理由となっていた案件が多く、もちろんのこと登録に持っていきたい申請国は、助言機関の審査結果が出てから委員会までのわずかの期間に条件を満たす努力をして、それが助言機関の審査結果を覆す結果となったものもあ



った。その程度のことなら、やはり事前に何らかの協議の機会を設けておいた方が、双方に不満を残さないであろうと、アップストリーム見直しの必要性を再認識させられた。

(本稿の一部は、8月2日文化庁開催「第36回ユネスコ世界遺産委員会に係る情報交換会」で配布済み筆者資料から引用)



前野まさる 画

#### ◆ユース・フォーラム・セッション報告

##### 中谷一穂

2012年7月1日～10日まで、ロシア連邦タタールスタン共和国カザン市にて第一回 Youth Model of the World Heritage Committee が開催された。

世界遺産委員会の委員国21カ国から25歳以下の男女一名ずつが参加し、世界遺産条約の将来や世界遺産を取り巻く現状の中で若者が果たすべき役割などについて話し合いが持たれた。

前半は、各国代表が自国の暫定リストから今後の世界遺産への候補物件を紹介し、各国及びICOMOS・IUCNの専門家と意見交換を行うという形で進行した。時間が1人15分と短く、概要の説明に終始せざるを得なかったのは残念であったが、異なる文化的背景から多様な意見の交換ができたのは有意義であった。

ちなみに日本からは来年推薦予定である富士山を紹介した。こちらも時間の都合で構成資産の概要や該当するOUV基準、真正性及び完全性への若干の言及という程度に留まってしまったが、富士山を多少なりとも知っていた参加者も多く、世界の「名山」としての富士山の世界遺産登録へ期待が持たれるところである。

後半は、ユースモデルとして各国・本委員会・世界遺産センターへの意見・要望を文書としてまとめる作業に入った。しかしこの作業は困難を極め、元々時間が十分でない上に参加国間の認識・意識の違いや通訳などの事務的な問題もあり、一日のプログラムの終了後も深夜まで議論が続けられた。

全体として、今回が初の試みということもあって緊張・対立の多い会議となったが、若者に公式な場での発言権が与えられること、そのより一層の拡大に関してはどの国も共通して賛成であった。最終的には今後も引き続き同様の会議を開催していくこと、若者の政策決定への参加の機会を増やすよう各国政府に促していくことなどを共通の課題として確認し、Resolutionという形で体裁を整えるに至り、現在詳

細な文言の修正を行っているところである。

(筑波大学大学院)

### 児玉千絵

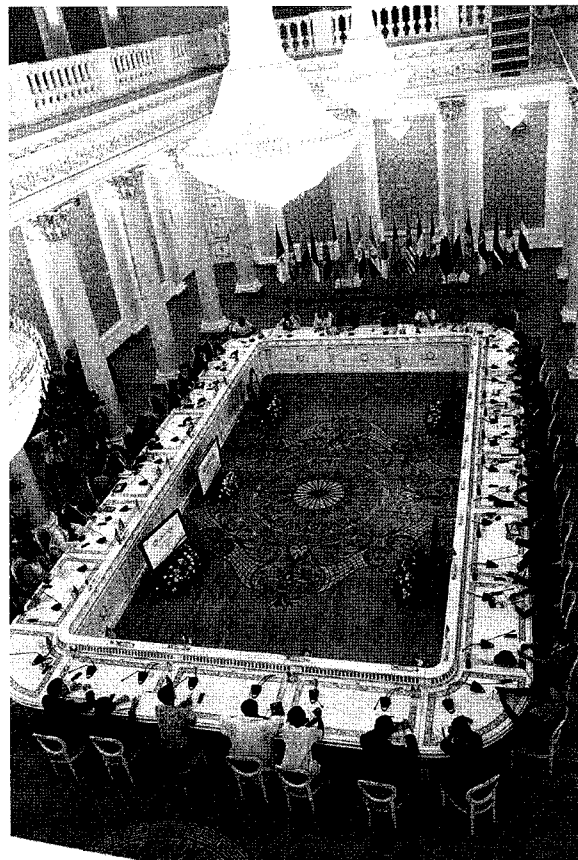
7月上旬にカザン市で開催された Youth Model of the World Heritage Committee に日本代表として参加させて頂きました。これは今回が初めての試みで、Youth Forum など従来単発的に行われてきた教育プログラムとは別に、さらに持続的かつ効果的なものとして、世界遺産を対象とした研究・実務を行っている世界中の若手の交流とネットワーク構築を中心にプログラムが組まれたものでした。

会期中前半は、会の主旨がなかなか共有できず、セッションや見学が毎日交互に生まれ、慌ただしく日程をこなしていましたが、会期後半では Resolution の完成に向けて、各国の代表者と共に熱く議論を交わしました。特に印象的だったのは、欧州各国の参加者が従来通りの世界遺産センターの体制にあわせて、Youth Model のための常設組織の体制を提案したのに対し、アジア・アフリカ・南米の参加者から、全く新しい人材配分やその実現に向けた人材教育の必要性が訴えられたことです。何度も耳にしている「不均衡」の問題も、何か具体的な一歩としてそのアンバランスを修正するというのは非常に難しいことなのだと実感しました。

困難な状況にもかかわらず参加されていたマリの代表者からは、トゥンブクトゥでの破壊行為に関して生々しい苦悩の声を聞くことができ、同じ「世界遺産の保全」といっても各国の置かれている状況に激しく差があることを肌で感じました。しかしその中で、日本の保全に関する法制度はとて「理性的で素晴らしい完成度である」と、ICOMOS から出席された Celia Martinez Yanez 氏に声を掛けて頂いたことはとても光栄でした。普段国内で保全に関わっていると、保全したい価値と現代的な生活における価値のズレに矛盾や苦悩を感じるのですが、日本の法制度が保全のツールとしてとても優れていること、それが政治的・経済的に不安定な地域

においてローカルな価値を保全しようとしている研究者たちにも研究され生かされようとしていることを知り、非常に励まされるとともに、日本国内の保全活動の価値を見直す幅広い視野と新しい視点を得ることができました。

(東京大学大学院)





## 日本イコモス国内委員会 小委員会報告

### ◆第6小委員会(鞆の浦保存小委員会)

ついに歴史的港湾都市「鞆の浦」が保存の方向に

益田兼房

2012年6月21日、ついに、広島県福山市鞆地区にある「鞆の浦」の保存について、埋立架橋をやめて山側トンネルにする方針を、事業主体である湯崎広島県知事が表明した。2月には、1年8ヶ月にわたった賛否双方地域住民が参加する「鞆地区地域振興住民協議会」の最終報告書が知事に提出された。これを踏まえ知事は、瀬戸内海の伝統的景観の保護と地域住民の生活の利便性や安全性の両立が可能な案として、山側トンネル案と関連の駐車場整備等の公共事業施策を提示し、埋立事業推進の中心的存在である羽田福山市長との協議や、推進派住民への説得を始めている。市長は反発しているが、事業権限は知事にあるため受諾せざるを得ない方向となっており、8月選挙で市長が再選されれば、県市協調路線が形成されることが期待される。地方分権を前提に市町村主体の取組が不可欠な、伝建地区や歴史まちづくり法などの活用も、やがて方向性が出てくるものと期待したい。

なお、2009年10月の「鞆の浦景観訴訟」広島地裁判決に、広島県は不服として高裁に控訴している。知事も、住民側の景観権乱用を恐れる行政側の立場に立っているもようで、7月17日の広島高裁進行協議では、県側からの控訴取り下げの方針提示は無かった。しかし、知事は埋立計画を撤回したので、いずれは埋立免許申請を広島県が取り下げた後で、埋立反対住民原告団側が差し止め請求の訴えを取り下げるというかたちで、決着する方向が取りざたされている。その場合、地裁判決は判例とは成らないが、記念的意義は消えない。

日本イコモスとしては前野前委員長以来、グスタボ・アローズ会長の現地視察等や多くの国際決議を

行い、国内では埋立計画反対の立場からの調査研究成果の公表、関連行政機関等への意見書の提出等、一貫して歴史的港湾都市鞆の浦の保護活動を行ってきた。

日本イコモス第6小委員会(鞆の浦保存小委員会)としては、上記のような事態の進展を受け、現在検討中の「歴史的港湾都市鞆の浦の文化遺産としての価値」について、今後の行政等における文化遺産としての保存活用の参考に供することが出来るよう、関係各分野の先生方のご協力をいただいて、早急に作業を開始したいと考えている。すなわち、国際的な視点での港湾都市としての価値、朝鮮通信使のカルチュラルルートの視点、近世港湾施設の技術史的価値、都市形成史から見た街路網や建造物町並みの価値、瀬戸内海という視点からの景観の価値、生業祭事が生きている日本的文化的景観としての価値など、個別の視点からの調査報告と、これらを全体としてとりまとめる価値論の作業を、世界文化遺産価値評価基準の観点から行うべく、検討中である。

鞆の浦の多様な文化遺産としての価値が、国際的な水準で保護活用されて、全国的なモデルとなるよう、今後ともイコモス会員各位のご協力をお願い申し上げます。

### ◆第13小委員会

「眺望遺産 (vista-heritage) 及び setting」の設置について

赤坂 信

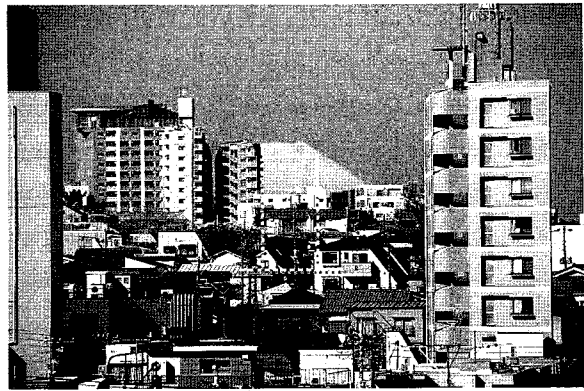
昨年12月に開催されたイコモスのパリ大会で、富士見坂からの富士山への眺望を守ろうという決議 (resolution) が採択された。これを契機に今年の6月16日の日本イコモス国内委員会の拡大理事会で、第13小委員会「眺望遺産 (vista-heritage) 及び setting」の設置が提案され、承認された。この機会にこの小委員会の設置の経緯とその趣旨を述べておきたい。

今から12年前の2000年に東京都荒川区にある富士見坂から見える富士山への眺望が危機に瀕したことがあった。江戸時代はもちろん、戦後においてもなお、東京都内からの富士見はさまざまところから可能だった。しかしバブル期を境に地上から望見できる富士見の場所が激減。そして都内に散見される「富士見坂」は名ばかりのものとなっていった。

2005年のICOMOS西安大会(中国)における学術シンポジウムのテーマは「変わりゆくタウンスケープ及びランドスケープにおけるsettingの文化遺産を再考する」というものだったが、筆者は、そこで都市のランドマークとなる山、建物、丘陵への眺望の保全について報告する機会を得た。その一例として富士山の眺望が得られる日暮里富士見坂の眺望問題を紹介し、眺望線を眺望遺産(vista-heritage)として保全すべきことを提言した。富士山が大爆発でもして消滅しない限り、眺望の対象は存在するが、富士見という眺望行為を成立させるためには、先ずその視界の確保が必要となる。つまり、vista-heritageを考えるには眺望対象の保全だけではなく、眺望行為を成立させるための“状況”の確保が大前提となる。

先に述べた、2000年の富士見の危機とは、富士山への眺望線上に、マンションが建設され、富士山の左半分が見えなくなったことである。これに加えて、昨2011年、新宿区に建設予定の超高層ビルが、日暮里富士見坂から見える富士の眺望をほぼ遮ってしまうことが判明した。これを採りあげたマスメディアは、見えるうちに富士見を楽しもうという論調で報道されるという状況があった。このままでは真に富士見ができる富士見坂がまた消滅してしまうと考え、同年パリで開催されるICOMOSの大会に参加予定だったので、この窮状を訴えようと、西村委員長はじめ他のメンバーに相談して大会の決議文委員会に、文案を作成して提出することにした。昨年12月1日、大会の会議でこれがResolution 17GA 2011/21-Vista of Mount Fujiで受諾され、ICOMOS委員長名

で関係企業、都、関係の5区に決議文委員会の文書が今年5月下旬に送付された。その文書は4つのパラグラフから成り立つ短いものだが、最後のパラグラフで富士見のvistaに限らず、「heritage settingsにおけるheritage vistasとkey viewsの保護」を世界に広く呼びかけている。これは眺望(vista)を文化遺産として今後考えようというICOMOSの表明である。このイコモスの決議文に関しては昨年11、12月、本年1月、7月に新聞で、すでに報道されている。富士見という眺望の保全について、近日中に関係の5区が企業と話し合いの機会をもつことになれば、小委員会も積極的にかかわっていこうと考えている。会員のみなさまのご鞭撻、ご協力を乞いたい。



中央に新宿区大久保3丁目に建設予定のビル高さ160m(日暮里富士見坂からの眺望シミュレーション写真:富士見坂眺望研究会提供)



前野まさる 画



**「富岡製糸場と絹関連遺産群」を  
世界遺産推薦へ**

2012年7月12日に開催された文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会世界文化遺産特別委員会（委員長西村幸夫日本イコモス国内委員会委員長）において、「富岡製糸場と絹関連遺産群」を世界遺産として推薦することが内定した。

同特別委員会において、富岡のほか、準備が比較的進んでいる「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の2資産の進捗状況が文化庁より報告され、審議の結果、準備が先行している富岡の推薦をすすめることが認められた。

ただし、日本の絹産業は構成資産として挙げられている4資産に限らず、全国的な広がりを持っているので、背景としてのそうした広がりとその代表としての富岡という位置づけをさらに明確化すること、世界的な消費革命の中で養蚕技術の革新が果たした役割をさらに明らかにすることなどが課題として指摘された。今後の推薦書準備の中で対応が求められることになる。

このあと、7月24日に開催された世界文化遺産・無形文化遺産部会で、富岡の推薦が正式に認められた。今後、世界遺産条約関係省庁連絡会議において富岡の推薦が認められれば、本年9月30日までにユネスコ世界遺産センターへ推薦書の暫定版を提出することになる。本提出は来年の2月1日までの予定である。

なお、同特別委員会において平泉の拡張申請に向けて、積み残しの5資産（達谷窟、白鳥館遺跡、長者ヶ原廃寺跡、骨寺村荘園遺跡と農村景観、柳之御所遺跡）を加えた新たな遺跡群を暫定一覧表に追加記載することが認められたほか、今後、複数の案件の世界遺産推薦が申請された場合に、推薦書の準備状況の比較考察をするための簡潔な判断基準が提案され、若干の手直しののち、認められた。

**◆「富岡製糸場と絹産業遺産群」の  
世界文化遺産への推薦について**

松浦利隆

既に報道でご承知のことと思いますが、文化審議会は7月12日に世界文化遺産特別委員会、24日に世界文化遺産・無形文化遺産部会を開き、群馬県の「富岡製糸場と絹産業遺産群」を本年度の世界遺産候補として了承しました。今後は世界遺産関係省庁連絡会議を経て、9月中に暫定版推薦書、来年1月中には本推薦書をユネスコへ提出する予定です。この動きを受け、これまでの経緯や概要を簡単にお伝えしようと思います。

**これまでの経緯**

「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産登録は群馬県が2003年の夏に構想発表、2004年に組織が発足し具体的な活動が始まりました。その後、文化庁が2006年秋に世界遺産候補を公募、2007年本件など4件が暫定リストに登載されました。しかし、この時点でも構成資産の中には未指定のものも多く、まずは国文化財指定の獲得が急務でした。これまで富岡製糸場は2005年に史跡、翌年に重要文化財に指定、同時に赤岩地区も重伝建に選定されてきましたが、2009年に高山社跡、2010年に荒船風穴等の史跡指定が完了しました。このように国文化財指定の作業が進む中、「平泉ショック」が起り、拡大基調の構成資産数が手のひらを返したように緊縮基調に転じました。このような中2009年には学術委員会が発足、推薦書作成が本格化しましたが、この資産数、コンセプトの見直しには時間がかかりました。そして何度かの国際会議を経て2011年には資産構成・OUV・緩衝地帯等がほぼ固まり、推薦書原案が完成しました。

**「富岡製糸場と絹産業遺産群」の概要**

富岡製糸場（富岡市）は1872年にフランスの製糸技術を取り入れた官営模範工場であり、日本製糸業

の近代化の原点とも言える工場です。また、明治初期の官営工場で建造物がほぼ完全な形で残る唯一のもので、本件はこの製糸場を中心に養蚕に関連した田島弥平旧宅（伊勢崎市）、高山社跡（藤岡市）、荒船風穴（下仁田町）の三件を加えたものです。

富岡製糸場は明治初期の外、大正期の生糸大量生産体制の確立、戦後の製糸業オートメーション化と三度にわたって全国の製糸業のモデルとなりました。特に日本の製糸業が世界的に注目されたのは、大正期の大量生産により生糸市場の八割を占めファッションや経済に大きな影響を与えた点です。そしてこの大量生産が製糸業と養蚕業の両方の技術革新によって成し遂げられた事を示すため、富岡製糸場が協定を結んだ蚕種業者（田島家）、養蚕教育機関（高山社）、蚕種貯蔵業者（荒船風穴）が養蚕業の技術革新を代表する遺産として組み合わされているのです。

また、富岡製糸場は国際的な文化あるいは技術交流の代表例でもあります。フランスから導入された器械製糸が富岡を通じて、日本の在来的技術と融合して改良され、希少繊維の大量生産というある種のパラダイムの変換を起こしたひとつの例、さらには、日本の発明した自動繰糸機が1950年代に仏伊の製糸工場へ輸出されるなど、技術が国際交流によって高度化して再交流した代表的な例とも言えるでしょう。また、その技術が中国など世界各地に輸出され、現在も実際の生糸生産を支えている点も重要です。

以上のように「富岡製糸場と絹産業遺産群」は、技術の「交流」と「革新」の点で世界遺産の価値基準 ii) に世界規模での産業技術の相互交流を示す例として、また iv) には製糸技術と養蚕技術の発展を示す包括的な産業技術の集合体の顕著な見本として適合すると考えています。そして、これらのコンセプトをわかりやすく説得的に推薦書として完成させるという大きな課題が今後に残されています。

## アジアとヨーロッパにおける歴史的都市の保全管理に関する専門家会議 「官民パートナーシップ (PPP) の役割」

山田幸正

アジアやヨーロッパにおける歴史的都市とその都市景観の保全管理に関する会議が、シンガポールに拠点をもつアジア・ヨーロッパ基金 (ASEF) の共催のもと、インドネシア・ジョグジャカルタのガジャマダ大学 (UGM) で7月12日から14日の3日間開催され、それに参加する機会を得たので、簡単な報告をしたい。

いうまでもなく、ジャワ島中部に位置するジョグジャカルタは、王宮や大モスクはじめ歴史的建造物が数多く所在するインドネシアにおける代表的な歴史的都市のひとつである。ガジャマダ大学は市街地の北部に広いキャンパスを占める国立の総合大学で、その工学部建築学科が会議の会場となった。会場の入口ホールや中庭周辺の通路などを利用して、学生などによる作品展示や2010年のムラピ火山噴火にともなう復興プロジェクトなどの展示もあわせて行われており、建築や都市の教育・研究、そして実践に熱心に取り組んでいることを伺い知ることができた。

さて、この会議の目的は、本年9月に同じくジョグジャカルタで開催が予定されている第5回アジア・ヨーロッパ文化大臣会議 (テーマは “Managing Heritage Cities for a Sustainable Future”) に対して、歴史的都市やその景観の保全管理においてその果たす役割が近年重要視されてきた官民パートナーシップ (Public-Private Partnership) について提言することであった。ヨーロッパやアジア、オセアニアなど海外の国際機関や研究機関など幅広い組織から文化遺産や歴史的都市に関わる多くの専門家が集められ、またガジャマダ大学はじめ、インドネシアの建築・都市・考古・都市行政・都市経済などの研究者や関係者が数多く参加した (11の国から計25名参加)。

初日の会議は、午前中、主催するアジア・ヨーロッパ基金の文化交流部ディレクターとガジャマダ大



学工学部副学長のオープンスピーチに続き、インドネシア・ヘリテージ・トラスト副会長とUNESCOバンコック文化担当による話題提供をもとに、インド、オランダ、インドネシアの専門家たちがコメントする形で、議論が展開された。建築学科の2階建ての建物が囲む中庭に用意されたビュッフェ・スタイルの昼食を済ませた後、午後は会議参加者の自己紹介が和やかな雰囲気の中で行われた。その後、4時過ぎから市内中心部にバスで向かい、保存修復された旧インドネシア銀行を見学。さらに市街南東部のコタ・グデ Kota Gude 歴史的地区では、地震で被災し放棄されそうであった伝統的な邸宅がガジャマダ大学の教員などによって買い取られ、現在、修復修理工事が進行中の現場を見たのち、地区の細い路地を散策。夕食の会場となったのも、ガジャマダ大学が古い邸宅を修復整備されたもので、地元音楽家らの歌と演奏に耳を傾けながら、地元の料理を堪能した。

2日目からは個別の事例に基づく議論となった。2日目午前中の都市レベルでの事例を扱うセッションで、筆者は川越蔵の会が町並み保存・都市景観保全に果たした役割とその成果について報告した。そのなかで、蔵の会が1983年の創立以来、補助金に頼ることなく、常に中立の立場で川越の文化や歴史に誇りを持った人々を中心に地道な活動を継続させてきたこと、そうした僅かながらも長年にわたる関心と努力により、いまや地元の商店会や市民だけでなく、市外からも多様な共感者を巻き込み、市行政とも相互理解と信頼関係が構築されていること、保存をより柔軟に捉えて、商店街の活性化を町並み保全の前提においたことなどを強調したつもりである。ほかに同じセッションではヨーロッパ・ノストラのヨーロッパ各地での活動やミャンマー・ヤンゴンの現状が報告された。午後の国家レベルの議論では、インド中央政府の文化基金による多様な文化遺産保護、マレーシア・マラッカのリビング・ヘリテージをめぐる取組み、オランダ・アムステルダム の戦後復興プロジェクト、3日目午前では、ICCROM や International

National Trusts Organization などの国際的な組織による取組みや考え方が紹介された。11時頃からお昼休みを挟んで、会議のまとめとしての提言書について、白熱した議論が展開され、事務局などの原文に対して多くの修正が加えられ、予定を大幅に超過した午後5時過ぎにやっと成案を得ることができた。

会議終了後に、会場から直接、プランバナンのヒンドゥー遺跡に向かい、夕暮れのなかの見学の後、遺跡を背景にした野外ステージでのラーマーヤナの舞踏劇を鑑賞することができた。また、翌日、早朝から会議参加者3名とともに、世界遺産ボルブドゥール遺跡に出かけた。さらに筆者の個人的なリクエストで、その日の午後、ジョグジャカルタ大モスクとその北側のカウマン Kauman 地区を、地元の案内人とともに見学する機会にも恵まれた。



ジョグジャカルタ専門家会議の様子



会議参加者（最終日）

## 琉球王国のグスク等の保存管理計画

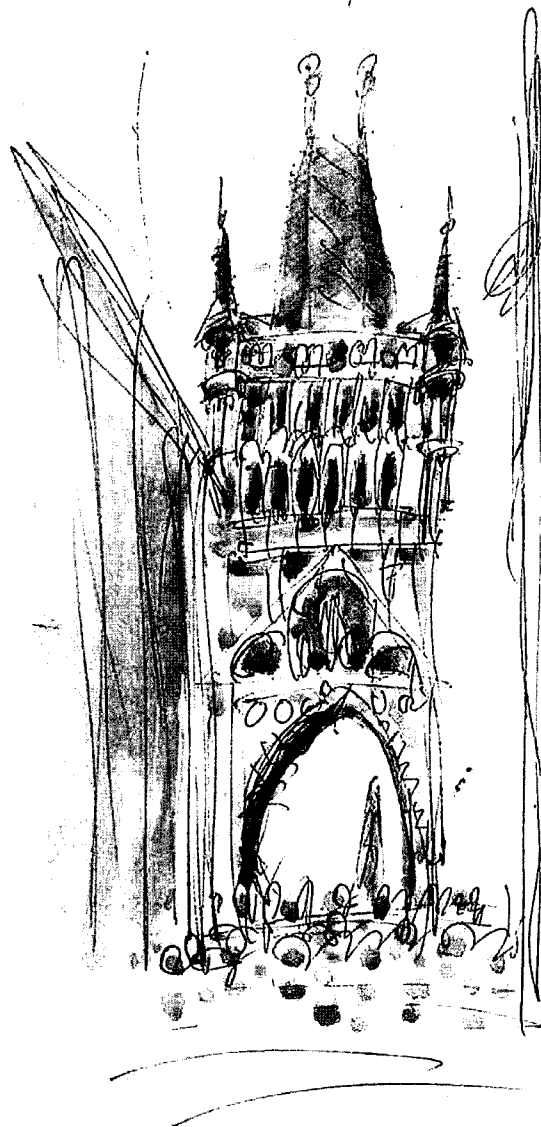
岡田保良

この7月下旬、何十メートルか歩を進めるだけで汗がにじみ出る陽気の中、筆者は久しぶりに沖縄首里城の遺跡を訪ねた。中東地域の遺跡との関係で城壁の石積みに個人的な関心があったこともあるが、その日の午後に開催される「世界遺産『琉球王国のグスク及び関連遺産群』包括的保存管理計画策定検討委員会」への出席にあたり、いま一度現場を確かめ、予備知識の乏しさを多少なりとも埋め合わせたかったからでもある。

2000年に世界遺産登録を果たしたこの遺産群には、その後多くの来訪者を迎えるという歓迎すべき事態を見る一方、首里城跡や斎場御嶽にみられるように、石積み・石敷きや歴史的な遺構が不可避免的に劣化したり、あるいは来訪者の不心得によって環境が荒廃するという見逃せない状況が進んでいる。また首里城から見渡す水平線まで含めた那覇の景観にも、かつての国見に相応しいセッティングを乱す都市開発が目立ち始めている。

こうした現状を踏まえ、沖縄県は登録後10年という節目を迎えて2011年度早々に上記の検討会を立ち上げたのだった。座長には前琉球大学教授の花井正光氏を迎え、日本イコモスから副座長として稲葉信子さん、さらに筆者ら数名が委員会を構成し、この7月の会議で第4回を数える。委員会事務は県教育庁が所掌し、設置規程には「(当該遺産群の) 顕著な普遍的価値の維持向上を図るための構成資産の一体的な保護及び活用の具体的方策を定める」とその目的を定める。会議には資産を擁する市村の担当者が毎回出席し、委員ともども現況の課題を共有する形で会議は進められている。より具体的な計画細部は今後それぞれの市村とコンサルタント会社に委ねられることになろうが、委員会としては本年度中に計画の基本を確定する予定となっている。

その日の首里城は若人のグループや家族連れで大賑わいだった。新たな保存計画の策定により、沖縄の世界遺産がより正しい理解のもとに次世代に受け継がれてゆくことを望みたい。



前野まさる 画



## 京都会館「再整備」に思う

苅谷勇雅

### 1. はじめに

京都会館は、京都市左京区の岡崎公園に1960年、前川國男の設計により竣工した2つのホールと会議場等を含む文化ホールである。この建築作品は前川國男の代表作のひとつと言え、日本建築学会作品賞や建築年鑑賞等を受賞している。近年ではモダニズム建築の秀作として「日本におけるDOCOMOMO100選」にも選ばれている。

京都会館の立地する岡崎地域は、洛外、東山山麓に近く、平安時代末期には院政の中心として白河殿や六勝寺の大伽藍がそびえ、近代には琵琶湖疏水が開鑿され、水道や水力発電施設のみならず、疏水の水を活用した和風邸宅と庭園群が築かれた。また、内国勸業博覧会・平安遷都1100年紀年祭がこの地で開催されるなど、京都近代化の震源地の一つとなった。付近には平安神宮、公会堂、美術館や府立図書館等が立地し、現在まで続く京都市の極めて重要な歴史文化ゾーンであり、市民はもとより国内外の人々が集まる魅力スポットである。

その中であって、寺院の多い京都を意識した大きな庇と欄干、山門をくぐるかのようなピロティとその先へ誘う透明感、第一ホール棟・第二ホール棟及び会議場棟のにぎわいを結ぶ中庭の佇まい、そして全体として高さを抑えて水平に広がる外観等、京都会館は周辺の歴史文化環境や景観に溶け込み、ここを訪れた多くの人々に味わいのある充足感を与えてきた。



写真1 京都会館全景。大きな庇と欄干が水平線を強調

### 2. 京都会館再整備の検討

昨年5月、京都市はこの岡崎地域の再活性化をめざして、「岡崎地域活性化ビジョン」を策定した。これには様々なプロジェクトが盛り込まれているが、その重要項目の一つが「京都会館再整備」事業である。京都会館は、建築後40年余を経過した2002年頃から耐震診断・劣化度調査等が始まり、これに続いて再整備検討委員会、再整備構想に対する市民アンケート調査・ニーズ調査等が実施された。その後京都会館の再整備は岡崎地域の活性化ビジョンともからめて検討され、昨年6月に「再整備基本計画」がまとめられている。これには、基本方針として「既存の建物価値を継承し、建物を再生する」、「多様なニーズに応えるよう機能向上を図る」、「岡崎地域の活性化等を牽引する機能導入や環境整備を進める」等が唱われている。京都会館第一ホールは2,000人の観客を迎える京都府内最大のホールであるが、建築後50年を経て施設全般の老朽化とホール機能の前時代化など、現代ニーズに応えられない状況となっているとして、機能向上等のための具体的な数値目標（たとえば、第一ホールの舞台内高さを27m程度確保する）なども掲げられている。

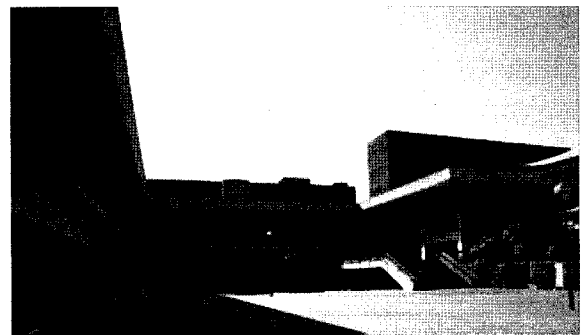


写真2 中庭から見る。  
左から、会議場棟、第二ホール棟、第一ホール棟

### 3. 再整備の基本設計と「建物価値継承にかかる検討委員会」

この「基本計画」に基づいて2003年9月に香山壽夫建築研究所に「基本設計」が委託され、同年10月には京都市による「京都会館の建物価値継承にかかる検討委員会」が設けられた。この委員会の目的は

「京都会館の建物価値を検証し、次代に継承していくため、建て替えを行う第一ホールをはじめとする外観デザイン等について検討を行う」とされ、日本建築学会、日本建築家協会、京都府建築士会、前川建築設計事務所、新国立劇場、そして地元自治連合会の代表等合計8名の委員で構成される。検討委員会は2012年3月末までに5回の会議を持ち、香山壽夫氏も加わって、極めて真摯な討議が展開された。

毎回の討議内容を受けて、香山氏の基本設計は一部変更され、それを次回の委員会で検討するというプロセスであった。各委員は専門家として、またそれぞれの団体や市民意見も踏まえて活発に発言しており、時に香山氏が気色ばむほどのやりとりもあった。

とはいえ、前述のように、京都会館再整備の内容はすでに「基本計画」で方向付けられており、基本設計はこれに“基づく”ものである。第一ホールのほぼ全面解体・改築の方針は前提とされており、委員会の討議によっても、根本的な変更には至らなかった。この会議は公開されると共に、発言者名が記された摘録が、図面や写真、参考資料と共に京都市のHPで公開されている。摘録と言っても、毎回20~30ページ程の分量があり、討議内容を詳しく確認できる。

この検討委員会は本年4月に討議結果を6項目の提言として発表し、京都市は6月に基本設計の最終案を発表した。現在、着工に向けて準備が進められている。

この間、この京都会館再整備の計画について、日本建築学会、日本建築家協会、DOCOMOMO Japan、京都弁護士会、その他市民団体等から京都会館の保存や周辺景観の保存等を求める要望書、意見書、住民監査請求等が出され、シンポジウム等も開催されている。また、住民団体等から国際ICOMOS 20世紀委員会委員長や日本イコモス・西村委員長へのメール等による働きかけも行われている。

#### 4. 京都会館再整備の課題

京都会館の再整備には大きく言って、2つの課題

がある。第1は、再整備により京都会館は全体が改修され、建物の文化的芸術価値が大きく損なわれるおそれがあること。第2に、周辺景観を著しく悪化させるおそれがないかである。この2つの課題は密接な関連があり、実はほぼ同じ問いでもある。

##### (1) 第一ホールの改築

京都会館第一ホールは音響が悪いことは周知のことであったが、現代の通常の演劇やオペラ等にも機能面で不足があり、次第に利用率が下がっている状況だという。そのため、第一ホールは、平面の外郭線はほぼ継承されるものの、解体・改築されることとなった。これにより前川建築の主要部を物理的に失うわけで、建物価値継承の点からは大きな問題である。しかし、前記の検討委員会では改築を前提とせざるを得ず、もっぱら改築後の高さやデザインが論点となった。

現在の第一ホールの舞台は小さく、プロセニウムやフライタワーを持たず、客席中央上部を頂点とする勾配屋根で覆われている。最高高さは27.5mあるものの、デザイン上の工夫によりボリューム感が抑えられ、周辺景観に馴染んでいると言える。しかし、今回の改築案は舞台を大きくし、高さ12mのプロセニウムとこれに見合うフライタワーを持ち、舞台内高さ27m、最高高さ30.5mとしている。舞台平面の大きさから、これでも世界規模のオペラは上演できないという。

検討委員会では、どのような演目が実際上演されるのか、少しでも最高高さを抑えることはできないか等について、舞台技術の専門的知見も含めて、繰り返し議論された。演目の可能性を削ってでも高さを抑えるべきではないかとの議論が続いたが、最終的には変更されなかった。デザイン上の工夫により、高さをあまり感じさせない努力を最大限行うことが提言に盛り込まれた。

フライタワー及び客席の高さ、形態については、敷地が風致地区第5種(建坪率40%、高さ15m、勾配屋根とするなどの制限)、15m高度地区、眺望景観保全制度としての近景デザイン保全区域(疏水沿

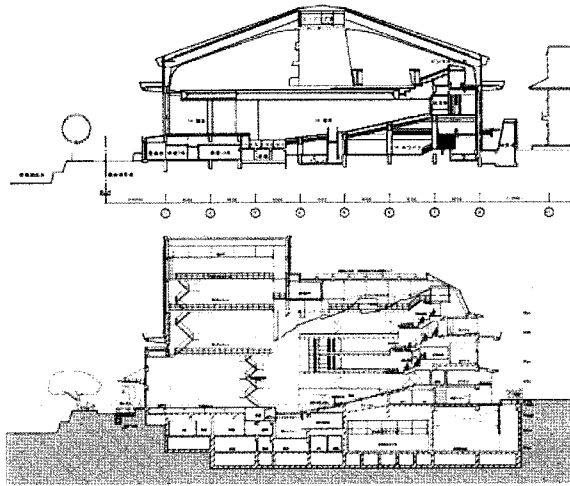


図1 京都会館第一ホール東西断面（京都市資料より筆者が合成）。上図は現状断面、下図は基本設計による断面。左が西で、西端に排水がある。現状は高さが27.5mあるが、東西方向に勾配屋根になっており、地上からは大きな庇に区切られてあまり目立たない。基本設計では、フライトタワーが垂直に高さ30.5mで屹立し、客席部もかなり高く、ボリュームがある。現状と同位置に同寸の大きな庇が回っているものの、巨大感は緩和されない

い)、遠景デザイン保全区域(慈照寺他)に指定されており、かなり厳しい景観規制がある。今回はこの敷地に地区計画をかけることにより規制をクリアしようとするもので、市民の反対理由ともなり、検討委員会委員の建築家からは、「長い議論の末、市民が京都市の厳しい新景観施策に合意したこと、またこれを遵守していること、今回このような特例が認められるなら、将来に禍根を残す」旨の意見も強く発せられた。事実、最終的に提示された基本設計では、かなりのデザイン上の工夫はされたとは言え、フライトタワーの屹立感や客席部屋根を含めたボリューム感は、拭いようもない。断面図で見ても、新旧の差は歴然である。新しい京都会館に機能や利便性の向上を求めるのは当然としても、敷地条件や建物価値継承の観点からすれば、オーバースペックと言わざるを得ない。

(2) 中庭の景観と欄干

京都会館は外部に大きな庇と欄干がめぐり、これが大きな魅力となっていることは、前述の通りであるが、基本設計では中庭からの外観について、2階

レベルの現バルコニー空間をガラスで覆って増築して2つのホールと会議場を連結する共通ロビーをつくるとの基本設計が示された。建物価値の重要要素である欄干をガラスの内側に収めるこの案について、ガラスを欄干の内側(建物側)に立て、なんとか欄干を外外部化できないかと、熱心な議論が続いた。しかし、結局は原案通り、欄干は内部化されることとなった。その他、機能向上と耐震補強、ユニバーサルデザインの必要等から、各部分で様々な改修はあるものの、全体として材料も含めてほぼ継承されており、大きな問題はない。

結び

今回、京都会館再整備計画について検討する機会を持ち、あらためて現代建築の保存活用や価値の継承について考えさせられた。すなわち、

(1) 現代建築が存続するには使い続けることが基本であるが、芸術的価値、シンボリック価値、強い愛着等がある場合、機能や利便性の追求をある程度控えても、バランスを取る必要があるのではないか。京都会館の場合、物理的にはオリジナルな部分を大半失い、その他の建築的特徴を継承するという一方で、よかったのか。

(2) この京都会館再整備基本設計は、前川國男の建築作品について強い敬意を払いつつ、その価値の継承を図り、一方では現代建築家としての矜持をかけて香山壽夫氏が再生に取り組もうとするものである。重要文化財に指定されている高島屋東京店(高橋貞太郎設計+村野藤吾の増築設計)の例もあるが、香山氏の再整備設計が前川國男設計のオリジナル部分との共鳴により、未来に指定文化財となるかどうか、興味深い。香山氏は基本設計の説明書の表紙に「…保存再生されつつ生き続けることは建築芸術の本質であり、また優れた保存再生とは、単に老朽化した部分を補修することではなく、時代ごとの新しい価値を、古い価値の上に重ねていくことでなくてはならない」と記している。

(3) 公共的建築と景観規制 前述のように、今回の

京都會館再整備は、幾重にも設定された景観規制を市自らが突破しようとするものである。しかも、建築物としての価値はだれもが了解できる建物を一部とは言え、解体・改築するのである。高さ制限等は地区計画の決定等都市計画の変更により実現するとされるが、基本計画の策定や基本設計の作業は、そのような手続き以前に行われている。このことが、市民的理解を得ることができるのか、厳しい吟味が必要であろう。

これまで市営住宅、京大等大学施設、京都駅、京都ホテル等、大規模な公共的建物を景観上の高さ制限等を超えて、市自らが建設し、または建設を承認したことがしばしばあった。特に京都駅、京都ホテルの60mの高さの改築は市民の激しい論争を呼び、当時、景観保全担当の京都市職員であった私は、市の方針とのギャップに戸惑い、悩んだ。京都市はその激しい景観論争の反省に立ち、1994年に市街地景観整備条例の制定等景観施策の改善を図り、さらに2007年には眺望景観規制や都心部のダウンゾーニング等を盛り込んだ、厳しい新景観施策を議会の全員一致で採択し、今日それが市民の協力の下で実行されている。優れた建築計画が、厳しい審査と一定の条件のなかで景観規制を超えることはあり得るとしても、もし、いわゆるお手盛りと受け取られたら、景観行政は再び市民の信頼を失うに違いない。

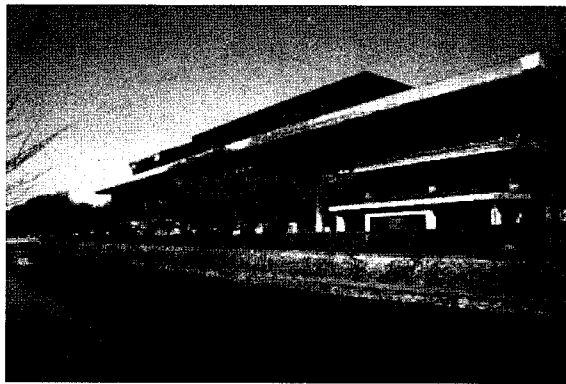


写真3 西側の排水側から見た現状。建物左端の第一ホールの屋根はほとんど見えない

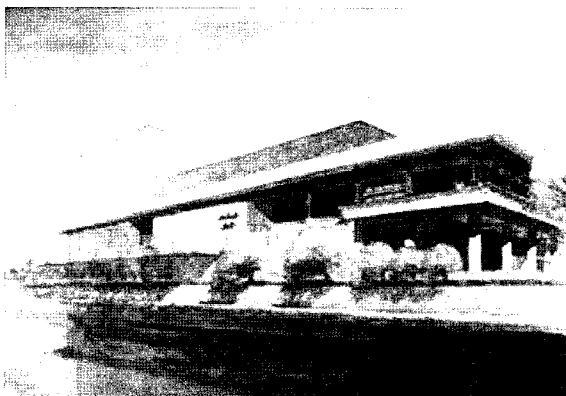


図2 基本設計のパース(京都市資料)。第一ホールの高いフライタワーは薄色で表現されている。色彩やデザインの工夫で、実際に目立たなくすることを期待したい



前野まさる 画



ルーマニアの文化財保存修復センター設立に向けた国際協力  
—東欧における文化遺産保護ネットワークの構築を目指して—

館崎麻衣子

ルーマニアに文化財の保存修復センターを設立するプロジェクトに取り組んでいる<sup>注1</sup>。1996年から2000年にかけて、「ルーマニア・プロボタ修道院保存修復事業」がユネスコ文化遺産保存日本信託基金によって実施された<sup>注2</sup>。以来、現地の専門家<sup>注3</sup>と共に検討を重ね、15年をかけて始動するプロジェクトについて報告させていただきたい。

ルーマニアでは1989年12月の革命後、特に2007年のEU加盟後は、人々は急速な発展を求めた。その結果、他国に依存した経済構造、人材の流出、教育への無関心など、社会問題が生じている。一過性の表面的な豊かさは定着しない。民族アイデンティティの表出である文化財は、地域に根差した安定的な社会を実現するひとつの鍵なのではないだろうか。

ルーマニア文化庁の歴史的建造物リスト(2010年)によると、指定件数は438件で、その内、ユネスコ世界文化遺産には群としての登録を含む6件が登録されている。首都から遠く離れた農村の教会など、ヴァナキュラーな建築が多く、共産主義時代には、宗教活動は規制されても、建造物は取り壊されることなく放置されたため、幸いにもその多くが残されたのである。

この貴重な文化財建造物の保護において、懸念材料として上がる事項は、耐震の問題である。ルーマニアは、日本と同様、世界でも有数の地震国である。しかし、同国の耐震に対する認識は薄い。文化財の保存修復においても、意匠分野に卓越する傾向にあり、構造は後手となっていて、耐震補強の研究も確立されていない。フランスの影響を強く受け、歴史研究や意匠計画に熱心な国民性に加え、情報が制限されていた共産主義時代の教育体制もその要因のひとつであると考えられる。また、国内には、国際的

にも知名度のある構造技術者も存在するが、現状の工事における材料や施工精度の信頼性が低く、正確な耐震診断及び補強は困難を極めている。そんな中、2011年3月の東北地方太平洋沖地震後、同国でも11月にマグニチュード6程度の地震が発生し、現地では地震に対する危機感が高まっている。他方、文化財の維持管理の仕組みにも課題がある。文化財に手を加える場合、所有者は文化省への報告義務があるが、放置された場合には現状を把握する方法はない。

もう一つの課題はモニタリングである。壁画修復の分野では、保存状態に影響する湿温度の計測や、遠隔サーモグラフィを用いた壁面の状態把握などのモニタリングが実施されている。教会の内外壁を覆うフレスコは、教会建物の本質的価値に関わる重要な要素であるが、フレスコの維持には、建造物の存続が必要条件となり、構造的な修復計画も欠かすことはできない。しかし、異なる分野の研究者・専門家が協力して計画に携わるというケースはほとんど見られない現状にある。

こうした状況を踏まえ、本プロジェクト phase 1 のテーマを、1.異分野の連携、2.構造分野の一般知識の普及を含む総合的なモニタリングの実施、3.構造専門家の育成に設定した。最初の目標は、文化財の保存・修復に関わる様々な分野の専門家に、構造的なアプローチについて知ってもらうことである。来年度以降は、耐震構造に関する講義と実際の構造調査を行い、現地専門家の教育や技術支援を行う。phase 2では、こうして確立される保存修復の体制を組織化し、ルーマニアにおける修復センターを立ち上げる。将来的には、旧共産圏として同様の課題を抱える東欧諸国へ成果を波及し、東欧における文化財の保存修復ネットワークの国際的な拠点となることを目指している。プロジェクトの進捗については、随時報告していきたい。

注1：本プロジェクトは、ブカレスト芸術大学、イオンミンク建築大学、現地 NPO 法人 ACS と NPO 法人歴史的建造物保存協会(代表 館崎)が共同で計画しているものである。この度、構造分野の専門家として、三重大学 花里利一教授にも参加協力をいただくこととなった。

注2：館崎は建築部門の現場責任者として参加した。

注3:「プロボタ修道院保存修復事業」壁画部門のスーパーバイザーを務めたオリヴィウ・ボルドゥーラ氏をはじめとする修復家。ボルドゥーラ氏は、ブカレスト芸術大学の教授であり、ルーマニアにおいて、世界文化遺産の現場を数多く手がける、フレスコ修復の第一人者である。



写真1 世界遺産 Probota (プロボタ) 修道院 (1530年建立)  
外観 ユネスコ日本信託基金による保存修復事業が行われた



写真2 世界遺産 Probota (プロボタ) 修道院 (1530年建立)  
内観

## インタビュー「ICOMOS国際専門家往来」⑦

アンドレアス・ゲッツ スイス環境庁次官  
(Dr. Andreas Götz)

インタビュアー：西村幸夫

Q: 今回の来日の目的は何ですか。

富山県から招かれて「世界遺産フォーラム2012 世界に誇る富山の文化遺産」にパネリストとしてスイスの砂防の発展過程に関してスピーチを行うためです。このフォーラムは富山県が推進している「立山・黒部」の世界遺産暫定一覧表登載に向けた活動の一環として、立山砂防に焦点を絞って、その顕著で普遍的な価値を様々な角度から論じることが目的となっています。

この機会に松本、上高地、焼岳を訪問する予定です。この地域の砂防を見学する予定です。訪日はこれが12回目になります。立山砂防にも5年前と昨年を訪れました。

Q: 歴史的環境保全の分野での現在の関心事は何ですか。

日本の砂防における環境保全や集水域全体のことを考えた統合的な方法論に関心があります。これは安全な流域管理を可能としているだけでなく、生態系や環境にも優しい手法となっていると思います。同時に最先端の技術も駆使しています。

Q: 地元での活動の中心は何ですか。

私はスイスの連邦政府において1980年から砂防と治水、森林管理の責任者として働いています。最近では気候変動に対処する砂防技術も扱っています。

Q: 日本イコモスの会員へのメッセージを。

日本に来るたびにいつも砂防技術の革新に熱心に取り組んでおられる関係者の努力に感銘を受けています。今後も日本に来たいと思います。

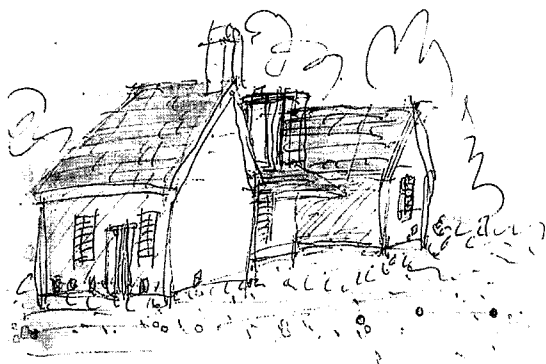


「日本イコモスパートナーシップ」の紹介

事務局



アンドレアス・ゲッツ博士：スイス環境庁（FOEN）次官、国際防災学会インタープリバント・スイス代表幹事、1998年国家自然災害委員会委員長、1996年スイス環境庁次官、自然災害部門を担当、2010年より気候部も担当。チューリッヒのスイス連邦工科大学で土木工学の学位を取得。スイス連邦において洪水管理や自然災害管理などに携わり、水利局次長などを歴任。



前野まさる 画

ユネスコでは、傘下の国際NGOによる各国での学術活動が円滑に行われることを希望しており、特に文化振興政策の進んだ西欧諸国の文化遺産施設、美術館・博物館等では、ICOMOSを含めた国際NGOの会員カード提示による入場料減免が実現しているところも少なくありません。日本イコモス国内委員会では、日本でもこうした仕組みを整え、文化振興、文化財保護の推進、および我が国文化財の国際社会へのアピールに貢献していきたいとの考えのもと、「日本イコモスパートナーシップ」という取組みを進めています。以前は、「会員特典」として、入場料、拝観料等の減免措置を関連施設に依頼していましたが、「日本イコモスパートナーシップ」は、相互に益となることを目指した発展形の取組みです。「日本イコモスパートナーシップ」に賛同されパートナーとなった施設へは、ICOMOS会員カードを携帯した来場者への入場料、拝観料等の減免措置をいただけるようお願いするだけでなく、文化財の保存・管理等に関する助言や情報提供を含め、さまざまな形で協力を行っていきます。その他、インフォメーション誌の送付等を通して、イコモスの活動についてもお知らせしていきます。

日本イコモスでは組織として、日本国内の文化遺産施設、美術館・博物館等にこの取組みの紹介と参加依頼を進めており、2012年7月31日現在、姫路城、仁和寺、彦根城・彦根城博物館、薬師寺、国指定重要文化財・和田家（岐阜県白川村）、毛越寺がパートナーとなっています。

今後も、新たなパートナーが増えた際には、随時、メールにて会員の皆様にお知らせしていきます。また海外へも、ICOMOSカード有効施設として周知していく予定です。

## お知らせ

### ◆書簡送付：世界遺産・白川郷の合掌集落における交通問題について（第7小委員会）

前号(8-10号11ページ)で第7小委員会の西村主査より報告がなされた、世界遺産・白川郷の合掌集落における駐車場問題に関する書簡全文は下記の通りです。白川村教育委員会が書簡を開示した後は、岐阜新聞等の地方紙数紙に関連記事が掲載されました。

#### 世界遺産・白川郷の合掌集落における交通問題について

2012年5月7日

日本イコモス国内委員会

第七小委員会（主査：西村幸夫）

日本イコモス国内委員会は、主として白川郷の交通問題の深刻化を危惧し、これに対処するために第七小委員会を結成し、今日に至っています。

今回、世界遺産区域内の駐車場問題に一定の進展があったことから2012年4月4日に小委員会メンバーである、西村幸夫（主査）、久保田尚、佐々木政雄、矢野和之、辻喜彦の5名が現地を訪れ、現場を視察すると共に、成原茂白川村村長をはじめとする白川村関係者から聞き取りを行いました。現地視察にあたりご配慮を頂いた白川村関係者の皆様に感謝申し上げます。

周知の通り白川村荻町の世界遺産集落における駐車場問題は永年の課題です。2012年3月を以て公営の荻町駐車場及びJA白川支店駐車場が廃止を英断され、荻町駐車場跡地はその後展望台行きのシャトルバスの発着所として暫定的に運用されていること、これにより荻町の世界遺産地区内の外来者向け民間駐車場の整理問題が一定の流れとなり、最終的な解決の方向性が与えられたことについて、ここまでの

関係者の努力を高く評価したいと思います。

しかしながら、2011年9月21日の白川村議会において大規模農地を有料駐車場として利用するという違反行為が指摘され、これが翌9月22日の読売新聞において報道されることとなり、問題が広く世間に知られるに至りました。新聞報道によると、集落の中心部に農地法違反で田畑を有料駐車場に転用している例は4件で、合計約1,200平方メートル、約50台を収容できるといわれています。私たちの現地視察においても実態として違法な民間有料駐車場の駐車台数はさらに拡大傾向にあることを確認しています。

とりわけ、保存地区対岸の村営せせらぎ公園小呂駐車場に隣接して設けられた民間有料駐車場は、比較的規模が大きいのみならず、農地法及び白川村伝統的建造物群保存地区保存条例に違反しており、看過できません。さらに、同民間有料駐車場は、村営せせらぎ公園小呂駐車場の手前で低料金で積極的に勧誘を続けており、その結果、村営せせらぎ公園小呂駐車場の入り込みは2010年度において普通車で21%減、バス7%減となっています。

村営駐車場では、駐車料金の中に世界遺産集落保存協力金（普通車200円、大型車1,000円）を含め、合掌基金に組み入れる仕組みを有していますが、入り込み台数が減少した結果、世界遺産保存協力費が570万円の減という厳しい結果となっています。

つまり、同民間有料駐車場は、ここまで永年集落内で努力されてきた伝統的建造物群保存地区内での有料駐車場自粛の努力に水を差すのみならず、持続可能な保存の中核ともなってきた合掌基金の収入源を枯渇させる危険を有しています。村営の駐車場において有料駐車場料金に上乗せされてきた世界遺産集落保存協力金が合掌基金に組み入れられることによって、荻町内の歴史的建造物の保存修理費用が地域住民に過度な負担をかけることなく捻出されてきたことがこれまでの荻町における歴史的環境保全の成功を支えてきたわけですが、この仕組みが心ない民間有料駐車場の違法行為によって危機に瀕してい



るのです。

日本イコモス国内委員会第7小委員会は、白川村がすすめている荻町の世界遺産地区内外から民間有料駐車場をなくし、公営の駐車場に集約し、さらにそこでの駐車料金に世界遺産集落保存協力金を上乘せし、これによって合掌集落の維持を確実にするという方針を支持し、これに違反する違法な民間有料駐車場の存在、とりわけ村営せせらぎ公園小呂駐車場に隣接して設けられた民間有料駐車場の存在を許すことはできません。違法行為の一刻も早い是正を関係者に求めるものです。

なお、こうした違法状態が継続され、世界遺産の持続可能な保全が脅かされる場合には、ユネスコ世界遺産委員会に問題点が通告されること、さらに世界遺産委員会での議論によっては時限を切った是正策が国際的に求められることになること、それでも解決されない場合には、その先に危機遺産への登録に向けた議論が待っていることを指摘したいと思います。

日本イコモス国内委員会第7小委員会は、白川村の合掌造り集落が日本のみならずアジアの持続可能な集落保全のモデルとなることを切に希望いたします。そのために、今後とも世界文化遺産の維持保全に向けた白川村の努力を全面的に支援するつもりであることを申し添えます。



前野まさる 画

◆世界遺産条約40周年記念関連行事のご案内

11月6日～8日にかけて、世界遺産条約採択40周年記念最終会合が京都で開催されます(日本政府主催、ユネスコ世界遺産センター共催)。それにあわせて、複数のプレ会議、ポスト会議も日本各地で開催されます。各会議の概要は以下の通りです(2012年7月末時点。今後の変更の可能性あり)。一般非公開の会議もありますが、最終会合をはじめ、一般参加可能なイベントもありますので、関心のある方は各自、お申込みください。

スピーカーやプログラム詳細等、現時点では未確定の情報も多々ありますが、今後随時メールニュース等にてお知らせしていきます。

プレ会議

・Expert Meeting “Conservation and Sustainability – from Principle to Practice”

日程：11月3日～5日

場所：富山県民会館国際会議場、五箇山合掌造集落

トピック：世界遺産と持続可能性の関係について / 世界遺産と「持続可能な発展」についての議論の現在 / 世界遺産キャパシティ・ビルディング戦略の現在

形式：ラウンドテーブル、県民向けセミナー、視察

主催：文化庁、富山県

参加：オブザーバー参加可能

・Expert Meeting “Heritage and Societies –toward the 20th anniversary of the NARA Document on Authenticity, and beyond”

日程：11月3日～5日

場所：姫路市内

セッションテーマ：Philosophical Considerations、Heritage and Social Aspects、Heritage and Sustainability、Adoption of the Himeji Recommendation 2012 (趣旨：2014年に奈良ドキュメントが採択20周年を迎えるにあたり、遺

産の保存における真正性と社会の変化について特に社会との関わりに注目しながら、2014年以降を見据えて議論を行う)

形式: ラウンドテーブル

主催: 文化庁、姫路市

参加: 一般非公開

・日本イコモス プレ会議「地域社会がまもり伝える世界遺産」

日程: 11月3日、4日

場所: 宇治市内、京都大学

セッションテーマ: Role of Community for Consensus Building、Role of Community for Sustainable Cultural Value、Role of Community for Disaster Prevention of Cultural Heritage、Role of Community for Sustainable Cultural Development

形式: ラウンドテーブル、講演・シンポジウム、視察

主催: 日本イコモス国内委員会、京都府、京都市

参加: 講演・シンポジウムのみ一般公開

・歴史的都市景観 Historic Urban Landscape 研究会「歴史的都市景観の追究 The Odyssey of the Concept of Historic Urban Landscape」

日程: 11月4日、5日

場所: 国立京都国際会館、京都市内視察

セッションテーマ: 京都の歴史的都市景観とは何か、各都市における歴史的都市景観の可能性、歴史的都市景観という概念の波及と共有

形式: ラウンドテーブル、シンポジウム(講演、パネルディスカッション)、視察

主催: 東京大学都市デザイン研究室、京都市

参加: シンポジウムのみ一般公開

・Symposium on the World Natural Heritage of Japan

日程: 10月2日(火)

場所: 鹿児島県

概要: 日本の世界自然遺産における、自然資源の持続可能な利用、保護・管理、地域コミュニティの役割に関する議論を行う。

主催: 環境省、林野庁

・Youth Programme “World Heritage: the roles of local communities and youth for the next decade”

日程: 11月3日～5日

場所: 立命館大学、美山町

主催: 外務省、立命館大学

ポスト会議

・世界遺産採択40周年記念国際シンポジウム「世界遺産の保全と継承 —素晴らしい世界遺産を次世代へ—」

日程: 11月11日(日) 13時～16時15分

場所: 高野山大学松下講堂黎明館

主催: 文化庁、和歌山県

参加: 入場無料、和歌山県教育庁生涯学習局文化遺産課へ要申込み

・世界遺産条約40周年記念シンポジウム「世界遺産と平和、持続可能性」

日程: 11月10日(土) 13時～17時

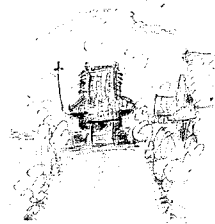
場所: 国連大学ウ・タント国際会議場

主催: 筑波大学、国連大学サステイナビリティと平和研究所、地球環境パートナーシッププラザ

参加: ウェブサイトより要申込み

<http://www.geoc.jp/news/14315.html>

本会議プログラムは、別表を参照してください。公式サイトでも閲覧可能です。<http://finalevent.jp/>



前野まさる 画



**PROVISIONAL PROGRAMME  
for  
The Closing Event of the Celebration of the 40th Anniversary of the World Heritage  
Convention  
(KYOTO, JAPAN, 6-8 NOVEMBER 2012)**

MONDAY, 5 NOVEMBER

Evening	Welcome Reception hosted by the Japanese Government
---------	---

TUESDAY, 6 NOVEMBER

Morning	<b>Opening Session: Celebrating 40 years of World Heritage Convention</b> <b>Session One: Commemoration Speeches</b>
	Lunch buffet
Afternoon	<b>Session Two: World Heritage Convention from its dawn</b> -Keynote Speech: 40 years from the Birth of the Convention -Youth Statement (Outcomes of the Youth Programme 3-5 November) -Panel Discussion on Dealing with Challenges  <b>Session Three: Reports on Regional Events &amp; Activities carried out throughout the Anniversary year</b>
Evening	Welcome Reception hosted by the Kyoto Committee for the 40th Anniversary of the World Heritage Convention

WEDNESDAY, 7 NOVEMBER

Morning	<b>Session Four: The World Heritage Convention at present</b> -Panel Discussion on Our Life and Heritage: Sustainable Development of World Heritage and World Heritage for Sustainable Development -Panel Discussion on Disaster Prevention, Recovery from Disaster with Communities
	Lunch buffet
Afternoon	<b>Session Five: The Future of the Convention</b> -Panel Discussion on Capacity Building for an Enhanced Implementation of the Convention, Communication Activities for Better Awareness of the Convention and Sustainable Development Connecting Conservation and Communities -Panel Discussion on International Cooperation and Partnerships; Engaging the Civil Society and Public and Private Sector Partnerships in the Implementation of the World Heritage Convention

THURSDAY, 8 NOVEMBER

Morning	<b>Commemorative presentations for the 40<sup>th</sup> Anniversary</b> -Recognition of the Best Practices in World Heritage Management -Launch of the Book on World Heritage and Sustainable Development <b>Closing Session</b>
Afternoon	World Heritage Site Visits (Optional)

◆日本イコモス国内委員会 次期役員選出について

日本イコモス国内委員会第8期役員の任期は今年12月で満了となり、12月の2012年度総会では、第9期役員(任期2013年～2015年)として、委員長、理事、監事を選出することとなります。会員の皆様へは、今秋に自薦、他薦のアンケートをお送りする予定です。その際にはご協力いただけますようお願いいたします。

◆鞆の浦に関する日本イコモス国内委員会の声明

鞆の浦の埋め立て架橋中止という広島県知事の決定を受けて、日本イコモス国内委員会では、以下のような声明文を作成し、HPに発表・掲載しました。(関連記事本誌17ページ)

鞆の浦の埋め立て架橋中止と今後のまちづくりについて

2012年6月25日、湯崎英彦広島県知事は羽田皓福山市長と会談し、鞆地区道路港湾整備事業、いわゆる埋め立て架橋計画を見直し、山側トンネル案を推進することを明らかにし、同時に、鞆の浦のまちづくりを支援するための「まちづくり基金」を設置することを明言しました。

日本イコモス国内委員会は、鞆地区地域振興住民協議会の慎重な議論を踏まえた湯崎知事のこの決断を高く評価し、これによって鞆の浦の重要な歴史的景観を活かしたまちづくりが再出発することを歓迎します。

今後、魅力的な鞆の浦の環境を守り活かしつつ、適切な生活利便性が確保されるようなまちづくりが、立場の違いを乗り越え、着実に進められることを期待します。そのためには県、市ともに万全の支援態勢を構築する必要があります。日本イコモス国内委員会としても、歴史や文化に関わる専門家集団として、鞆の浦の新たなまちづくりに協力を惜しまない所存です。

2012年6月27日

日本イコモス国内委員会

# 事務局日誌

(2012年5月11日～2012年8月5日)



- 5/16 高橋暁氏より“UNESCO Pacific World Heritage Workshop (Apia, Samoa, 5-9 September 2011) Final Report”を受領。
- 5/22 水戸市教育委員会より報告書『第10回全国藩校サミットin水戸 江戸の学び 水戸の学び』を受領。
- 5/30 世界遺産条約特別委員会第7回会合に向け、WGミーティングを実施。
- 6/4 ユネスコ・アジア文化センターより、“ACCU news No.385”を受領。
- 6/10 【JAPAN ICOMOS INFORMATION】第8期10号発行、会員に順次発送。
- 6/12 定例会議を開き、第2回拡大理事会と研究会の内容等について協議。
- 群馬県より『シルクカントリー in 富岡製糸場』報告書を受領。
- 東京文化財研究所文化遺産国際協力センターより、『インド-日本文化遺産保護共同事業報告第3巻 アジャンター壁画の保存修復に関する調査研究事業—第2窟、9窟壁画のデジタルドキュメンテーション』『アフガニスタン文化遺産調査資料集別冊第4巻 パーミヤーン遺跡資料集1 パーミヤーン谷中心部の文化的景観：1970年代』『各国の文化財保護法令シリーズ [12] イタリア「文化財景観法典』『各国の文化財保護法令シリーズ [13] エジプト「考古遺産保護法、考古遺産保護法の施行規則』『The conservation of cultural heritage in Central Asia Volume 7, Japan-Tajikistan joint research of cultural heritage Volume 5; UNESCO/Japanese Funds-in-Trust Project Preservation of the Buddhist Monastery of Ajina Tepa, Tajikistan Report on the Archaeological Investigations of Ajina Tepa (2006-2008)“Recent Cultural Heritage Issues in Afghanistan Preliminary Report Series 6; Preliminary Report on the Safeguarding of the Bamiyan Site 2009, 2010 -9th and 10th Missions-”を受領。
- 6/14 第12小委員会(技術遺産)第1回会合を開催。
- 矢野和之氏より「建築遺産 保存と再生の思考 災害・空間・歴史」を受領。
- 6/16 日本イコモス国内委員会2012年度第2回拡大理事会、および世界遺産条約特別委員会第7回会合を開催。
- 6/27 Namhansanseong Culture & Tourism Initiativesより“The Namhansanseong Studies Series Vol.3”を受領
- 6/28 醍醐寺周辺の乱開発に関し、地元住民の訪問をうける。
- 7/9 世界遺産条約特別委員会第8回会合に向け、WGミーティングを実施。
- 7/12 広報企画会議を開き、インフォメーション誌第8期11号の編集方針を協議。
- 7/13 第12小委員会(技術遺産)第2回会合を開催。
- 7/20 矢野和之氏より“Technical Report on the Conservation and Restoration of Kumtura Thousand Buddha Caves”を受領。
- 7/28 世界遺産条約特別委員会第8回会合を開催。

## 日本イコモス国内委員会 団体会員(代表者)

佐渡市(高野宏一郎)

縄文遺跡群世界遺産登録推進本部(三村申吾)

百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議(松井一郎)

## 日本イコモス国内委員会 維持会員(代表者)

株式会社 尾田組(尾田芳信)

株式会社 鴻池組(薫田守弘)

株式会社 都市環境研究所(小出和郎)

株式会社 ブレック研究所(杉尾伸太郎)

株式会社 文化財保存計画協会(矢野和之)

株式会社 トリアド工房(伊藤民郎)

「国宝松本城を世界遺産に」推進委員会(菅谷 昭)

西武建設株式会社(宮本文夫)

株式会社 小林石材工業(小林美和)

「善光寺の世界遺産登録をすすめる会」(加藤久雄)

株式会社 丹青社(渡辺 亮)

株式会社 ゴールデン佐渡(澤邊一郎)

(敬称略・順不同)

# ●日本イコモス国内委員会

【第8期 執行部メンバー】(順不同)

委員長	西村 幸夫
副委員長	赤坂 信
	小野 昭
理事	河野 俊行
	尼崎 博正
	稲葉 信子
	荻谷 勇雅
	岸本 雅敏
	清水 真一
	杉尾 邦江
	鈴木 博之
	西浦 忠輝
	濱崎 一志
	前田 耕作
	三宅 理一
	宗田 好史
	山田 幸正
	渡邊 保弘
	沢田 正昭
	崎谷 康文
監事	伊藤 延男
顧問	坪井 清足
	石井 昭
	前野 まさる
事務局長	矢野 和之
本部執行委員	河野 俊行

## 【小委員会主査】

第一小委員会 (憲章)	藤井 恵介
第四小委員会 (世界遺産)	稲葉 信子
第五小委員会 (プロブディフ)	石井 昭
第六小委員会 (鞆の浦)	益田 兼房
第七小委員会 (白川郷)	西村 幸夫
第八小委員会 (パッファゾーン)	崎谷 康文
第九小委員会 (朝鮮通信使)	三宅 理一
第十小委員会 (彩色)	窪寺 茂
第十一小委員会 (歴史的都市マスタープラン)	岡田 保良
第十二小委員会 (技術遺産)	伊東 孝
第十三小委員会 (眺望遺産)	赤坂 信
特別委員会 (世界遺産条約)	岡田 保良

## 日本イコモスパートナーシップ参加施設

姫路城  
仁和寺  
彦根城・彦根城博物館  
薬師寺  
国指定重文 和田家 (岐阜県)  
毛越寺

## ■日本イコモス ISC メンバー

○は：各ISCの日本代表

委員会名	略称	委員
Analysis and Restoration of Structures of Architectural Heritage	ISCARSAH	○花里 利一・岩崎 好規・坂本 功・西澤 英和
Archaeological Heritage Management	ICAHM	○岸本 雅敏・小野 昭
Conservation/Restoration of Heritage Objects in Monuments and Sites	ISCCR	
Cultural Landscapes	IFLA	○杉尾 伸太郎・石川 幹子・大野 渉・本中 眞
Cultural Routes	CIIC	○杉尾 邦江・大野 渉
Cultural Tourism	ICTC	○宗田 好史・石井 昭・山内 奈美子
Earthen Architectural Heritage	ISCEAH	○岡田 保良・渡辺 邦夫・山下 保博
Economics of Conservation	ISCEC	
Fortification and Military Heritage	IcoFort	
Historic Towns and Villages	CIVVIH	○福川 裕一
Intangible Cultural Heritage	ICICH	稲葉 信子・内藤秋枝 ユミ イザベル
Interpretation and Presentation	ICIP	○門林 理恵子
Legal, Administrative and Financial Affairs	ICLAFI	○河野 俊行・八並 簾
Mural Paintings	ISCMP	
Pacific Islands		
Polar Heritage	IPHC	
Recording and Documentation	CIPA	山田 修
Risk Preparedness	ICORP	○益田 兼房・土岐 憲三・大窪 健之
Shared Built Heritage	ISCSBH	村松 伸
Stained Glass		
Stone	ISCS	○石崎 武志・西浦 忠輝
Theory and Philosophy of Conservation and Restoration	ISCTC	○内藤秋枝 ユミ イザベル・西村 幸夫・赤坂 信
Training	CIF	○稲葉 信子・福島 綾子
Underwater Cultural Heritage	ICUCH	○荒木 伸介・池田 栄史
Vernacular Architecture	CIAV	○山田 幸正・大野 敏
Wood	IIBC	○渡邊 保弘・土本 俊和
Rock Art	CAR	○小川 勝・五十嵐 ジャンヌ
20th Century Cultural Heritage	ISC20C	○山名 善之

## ●ICOMOS とは

ICOMOS は、1964 年に採択された「記念物と遺産の保存に関する国際憲章（通称ヴェネツィア憲章）」を受けて 1965 年に設立された国際 NGO です。第 1 回総会は 1965 年 6 月にポーランドで開かれました。ユネスコをはじめとする国際機関と密接な関係を保ちながら、文化遺産保存に関する理論、方法論、科学技術の研究・応用、またユネスコの世界遺産条約に関しては、諮問機関として、登録の審査、モニタリングの活動等を行っています。各国の文化遺産保存分野の第一線の専門家や専門団体によって構成されており、2011 年 12 月時点で、参加国は 127 カ国を数え、会員は 10,000 人以上にのぼっています。27 の国際学術委員会を通じて様々な専門分野、テーマ別の活動が行われており、文化遺産の価値の高揚のための重要な役割を果たしています。

日本イコモス国内委員会は 1972 年にブタペストで開かれた第 3 回イコモス総会で承認され、関野克博士がその委員長に指名されました。1979 年に規約を採択し、イコモス本部執行委員会での承認を経て正式に発足しています。国内の文化遺産保存技術を高め、様々な情報を収集・交換し、後継者への技術的訓練を行う一方、各国の委員会やパリ本部と協力して、世界の文化遺産の保護のための国際協力活動を担っています。2012 年 9 月現在、会員 369 名、維持会員 12 団体、団体会員 3 団体によって構成されており、専門的な調査研究を行う 12 の小委員会を設置しています。年次総会のほか、年 4 回の理事会、研究会、来日外国人専門家との懇談会などの開催や会報の発行を行っています。



## JAPAN ICOMOS/INFORMATION

Vol.8, No.11 05 SEPTEMBER 2012

日本イコモス国内委員会 委員長 西村幸夫

事務局長 矢野和之 編集 山田幸正

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5 岩波書店一ツ橋ビル 13 階

株式会社 文化財保存計画協会 気付

Tel & Fax: 03-3261-5303 e-mail: [jpicomos@japan-icomos.org](mailto:jpicomos@japan-icomos.org)

<http://www.japan-icomos.org/>

JAPAN-ICOMOS National Committee Secretariat

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy

Hitotsubashi 2-5-5-13F, Chiyoda-ku, Tokyo 101-0003, japan

Tel & Fax: +81-3-3261-5303 e-mail: [jpicomos@japan-icomos.org](mailto:jpicomos@japan-icomos.org)

<http://www.japan-icomos.org/>